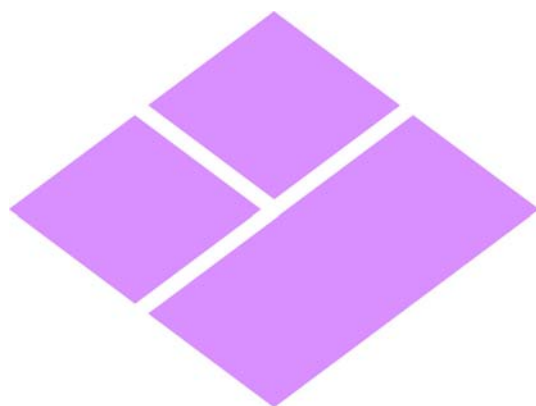


紫波町排水設備工事設計施工基準



平成 26 年 4 月 10 日

紫 波 町 下 水 道 課

目 次

1. 紫波町の排水設備工事・工事指定店制度（解説）	3
2. 紫波町排水設備設計施工指針	6
3. 排水設備工事手続き	2 2
附属資料	2 8
・ 紫波町下水道条例	2 9
・ 紫波町下水道条例施行規則	5 0
・ 紫波町排水設備工事指定店規則	8 0
・ 紫波町水洗便所改造資金あっせん要綱	9 5
・ ディスポーザ排水処理システムの取扱い	9 9

1. 紫波町の排水設備・工事指定店制度（解説）

紫波町の排水設備工事・工事指定店制度について（解説）

1. はじめに

紫波町では、昭和61年から、排水設備工事に関し技能を有する者として町長が指定する「設備技術者（責任技術者）」として専属させ排水設備工事を適正に遂行できる工事業者を「工事指定店」として指定する「工事指定店制度」を採用していました。

平成10年4月からは工事指定店制度及び責任技術者の指定等について県内統一の改正が行われ、本町においても指定要件並びに責任技術者の町指定の廃止を中心とした改正が行われました。

この基準書は、紫波町の排水設備工事の指針である排水設備工事設計施工基準に加え、排水設備工事に関わる本町の一連の関係文書をまとめたものです。工事指定店並びに責任技術者の方には、本書を常にお手元に置き、業務に活用いただきたいと思います。

2. 排水設備工事設計施工基準

○排水設備設計施工基準と下水道排水設備指針と解説

紫波町の排水設備工事は、条例及び規則に定めるもののほかは、紫波町排水設備設計施工基準により実施しております。この基準は、排水設備工事の標準化を図るため共通（一般）部分を「下水道排水設備指針と解説－2004年版－」（社団法人日本下水道協会）に委任し、維持管理等で不都合な点を独自の基準として規定しております。いわゆる、特記仕様書性格のものであり、基準に記載のない事項については、指針に基づくものです。

3. 工事指定店制度

○工事指定店の要件

指定の基本的要件は、排水設備工事指定店規則に次のように定めています。

- (1) 営業に適する店舗を本県内に有すること。（規則第2条第1号）
- (2) 責任技術者が1人以上専属していること。（規則第2条第2号）
 - ・ 財団法人岩手県下水道公社の排水設備責任技術者名簿に登録され、かつ、停止等の処分後2年以上経過したもの
 - ・ 常時雇用関係にあること
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。（規則第2条第3号）
 - ・ 営業所
 - ・ 倉庫（セメント、ビニール管、便器等の保管に適した場所）
 - ・ 管工具 1式
 - ・ 土木用具 1式
 - ・ 安全保全具（標示板、警戒灯、点滅灯棒、安全ロープ、バリケード、ヘルメット等）
 - ・ 大工左官道具 1式
 - ・ 測量用具（平板測量、レベル、スタッフ、水平器、巻尺等）
 - ・ 運搬車両
 - ・ 転圧機（ランマー、タンパ、振動ローラー等）

- (4) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しないこと。(規則第2条第4号)
 - ・ 代表者
 - ・ 役員(宣誓書等)
- (5) 工事指定店の指定取消処分を受けた場合は、その処分のあった日から2年以上経過していること。(規則第2条第6号)
- (6) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。(規則第2条第5号)

○指定の申請(規則第3条)

指定を受けようとする工事業者は、「下水道排水設備工事指定店指定申請書」(様式第1号)に、規則第3条第1号から第8号に規定する書類及び第9号の規定に基づく書類を添付して申請します。

- ・ 指定申請の受付期間 随時(休日を除く)
- ・ 申請受付後、申請書類審査及び店舗等の現地調査の結果を踏まえ、指定を決定します。

○指定の有効期間 当該指定を受けた日から5年度間

○指定店の更新について(規則第5条)

指定の更新は、有効期間満了の30日前まで町に更新の申請を行ってください。

○指定店証(規則第6条)

指定したときは「指定店証」を交付します。き損又は紛失したときは所定の手続きにより再交付を受けてください。

○指定店の届出義務(第11条)

指定店の営業を休止又は廃止をするときは、排水設備工事指定店辞退届(様式第6号)を提出してください。

また、次の場合は、排水設備工事指定店異動届(様式第7号)を提出してください。

- (1) 名称又は組織の変更
- (2) 代表者の異動
- (3) 専属の責任技術者の異動
- (4) 店舗を移転しようとするとき

4. 責任技術者

○責任技術者の基準

責任技術者は、財団法人岩手県下水道公社の排水設備責任技術者名簿に登録されたものであること。

○責任技術者証

本町において、排水設備工事を実施するときは、常に責任技術者証を携行してください。責任技術者証の提示を求める場合があります。

2. 紫波町排水設備設計施工指針

紫波町排水設備工事設計施工基準

(平成 26 年 月 日 町長決裁)

第 1 はじめに

この基準は、紫波町における排水設備工事設計施工（污水）の技術上の基準について、紫波町下水道条例（平成 22 年紫波町条例第 18 号。以下「条例」という。）及び紫波町下水道条例施行規則（平成 23 年紫波町規則第 12 号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか特別の事項について定めるものとする。

本基準は、条例、規則、日本下水道協会が発行する下水道排水設備と解説－2004年版－に基づくものの、本町独自の基準を加え解説するものである。

第 2 適用範囲及び取扱上の注意

この基準は、紫波町排水設備工事に適用する。ただし、本基準に規定する事項においても、技術上その他の理由により町長が認める場合は、本基準によらないことができる。

大規模集合住宅、高層建築物又は工場等は、本基準によらないで個別に判断することとした。

第 3 一般設計施工基準

条例及び規則並びに本基準に特に定めのない事項は、下水道排水設備指針と解説－2004年版－（平成 16 年 社団法人日本下水道協会。以下「設備指針」という。）による。

第 4 下水の種類

下水の種類は、次のとおりとする。

(1) 污水

- ① 水洗便所からの排水
- ② 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水
- ③ 屋外洗場などからの排水（周囲からの雨水の混入がないもの。）
- ④ 冷却水
- ⑤ 地下構造物からの湧水
- ⑥ 工場、事業場の生産活動により生じた排水
- ⑦ その他雨水以外の排水

上記污水のうち、雨水と同程度以上に清浄なものうち、町長が認める場合は、雨水と同様の取り扱いができる。

プール排水は、雨水と同程度以上に清浄なものとして、申し出があった場合には、雨水として取り扱うことを可能とした。

(2) 雨水

- ① 雨水
- ② 地下水（地表に流れ出てくる湧水）
- ③ 雪どけ水
- ④ その他自然水

第 5 屋外排水管

1 屋外排水管の内径及びこう配

排水管の内径及びこう配は、次のとおりである。（条例第 5 条第 3 号）

排水人口	排 水 管	
	内 径	こ う 配
150 人未満	100 mm 以上	2.0 % 以上
150 人以上 300 人未満	150 mm 以上	1.7 % 以上
300 人以上	200 mm 以上	1.3 % 以上

注) 上記のほか、1 建築物から一部の污水を排除する場合で、排水管の延長が 3 m 以内の場合は、排水管の内径を 75 mm 以上とすることができる。

75mmの排水管は、屋内排水管（複数の排水器具を排水するものを除く。）の屈曲点から汚水ますまでの間の配管について既定したものである。

2 排水管の土かぶり

① 排水管の土かぶりは、次のとおりとする。（規則第5条）

埋設箇所	土かぶり
公道内	90cm以上
私道内	60cm以上
宅地内	40cm以上 (特別の場合は30cm以上とできる。)

② 特例により土かぶりを30cm以上とすることができる場合は、次の場合とする。この場合、事前に町職員の確認を受けるものとする。

イ 公共ますの深さにより、適正な土かぶりが確保できない場合。この場合において、防寒の対策を施し、排水管に加重が加わらない構造とすること。

ロ 確実な防寒構造により、凍結深が確保できる場合。この場合において、排水管に加重が加わらない構造とすること。

屋外排水設備の土かぶりを既定したものである。また、既定の土かぶりを確保できない場合の条件及び手続き等について既定したものである。

3 使用材料

使用材料は、原則として日本工業規格（JIS）日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本下水道協会規格（JSWAS）、空気調和・衛生工学会規格（SHASE）又は町の認定製品を使用するものとする。

- ① 排水管（地中埋設部） VU管を標準とする。（高荷重、強酸性排水等悪質水質を除く。）
- ② 排水管（露出配管部） VP管を標準とする。ただし、戸建住宅は、VU管とすることができる。（高荷重、強酸性排水等悪質水質を除く。）
- ③ 汚水ます（非荷重部） 塩化ビニールます（以下「塩ビます」という。）を標準とする。
- ④ 汚水ます（荷重部） コンクリートます（標準型）を標準とする。ただし、防護ハット等により防護する場合については、塩ビますを使用できるものとする。
- ⑤ ふた（塩ビます用） 樹脂製とし、密閉できる構造とする。耐荷重は、2t以上とする。
- ⑥ ふた（コンクリートます用） 鋳鉄製とする。軽荷重部（乗用車程度）は、6t（FC）とし、重荷重部（大型トラック等）は、20t（FCD）とする。
- ⑦ 防護ハット 鋳物製とし、耐荷重は、鋳物製ふた（コンクリートます用）の例による。

塩ビますの場合、排水ます協会規格品を用いることが好ましい。また、汚水については、ます及び排水管は、固着されることが条件となる。ただし、水密性があり、かつ、離脱しない構造については、この限りでない。

4 ますの設置

(1) ますの設置箇所（設備指針P58）

- ① 排水管の起点及び終点
- ② 排水管の会合点及び屈曲点。ただし、汚水が90°以下に流下しない場所とする。
- ③ 排水管の管種、管径及びこう配の変化する箇所、ただし、排水管の維持管理に支障のないときはこの限りでない。
- ④ 排水管の延長が、管径の120倍を超えない範囲内において排水管の維持管理上適切な箇所
- ⑤ 新設管と既設管との接続箇所であって流水や維持管理に支障をきたすおそれのある場合
- ⑥ ますの設置場所は、将来、構築物等が設置される場所を避ける。
- ⑦ 便所からの汚水が上流へ逆流することを防止するため、鋭角に合流するようにますを下流に設置する。
- ⑧ 分流式の汚水ますの設置場所は、浸水のおそれのないところとする。

(2) ますの大きさ構造

① 塩ビますの大きさは、次表を標準とする。

排水管口径	深さ	ます内径
100mm	1.5m以下	15cm
100mm	<u>2.0m以下</u>	<u>20cm</u>
150mm	2.0m以下	20cm

注1) 上記ますの適用は、設置場所の状況により別途考慮する。

2) 上記ますは、円形とする。

コンクリートますについては、設備指針による。

(3) ますの種類

設置箇所ごとのますの種類は、次表を標準とする。

使用場所	位置	ますの種類	名称
台所、風呂、洗面 洗濯機、手洗器 (トラップ付器具)	起点	LL インバートマス	90L
	中間点	LT インバートマス	90Y
台所、風呂、洗面 洗濯機、手洗器 (トラップ無器具)	起点	起点トラップ インバートマス	UTK
	中間点	トラップ インバートマス	UT
トイレ (小便器 含む)	起点	LL インバートマス	90L
		45LL インバートマス	45L
	中間点	YS インバートマス	45YS
屈曲点	中間点	LL インバートマス	90L
		45LL インバートマス	45L
		22 ¹ / ₂ LL インバートマス	22 ¹ / ₂ L
中間点	中間点	ST インバートマス	ST
合流点 合流点 (直線側に トイレがある場合)	中間点	Y インバートマス	45Y
		LT インバートマス	90Y
段差点	段差点	ドロップ インバートマス	DR

注1) 器具トラップを標準とし、2重トラップとにならないよう注意する。

2) トラップ付器具の場合のますの適用は、当該排水管に接続する全ての器具がトラップ付器具であり、かつ、排水管に固着される場合とする。

3) 上記によりがたい場合は、別途協議すること。

コンクリートますについては、設備指針による。

(4) 継手

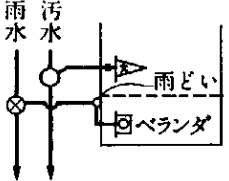
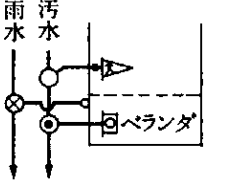
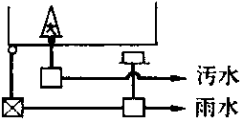
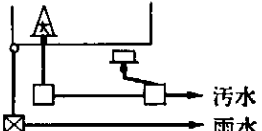
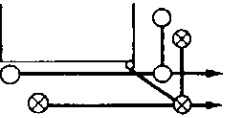
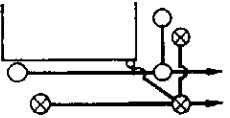
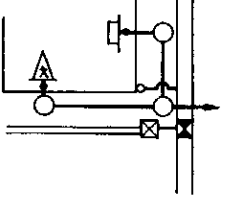
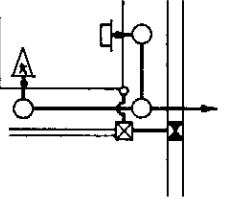
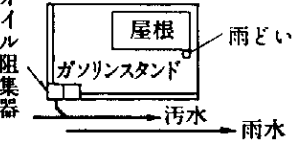
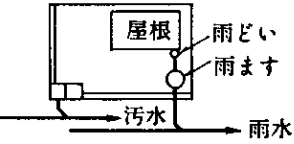
自在継手は原則的に公共ますへの流入部のみ使用できるものとする。また、公共ますと直近のますが見通せるよう設置するものとする。

誤りやすい設計の例

a 合流式及び分流, 合流共通

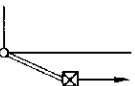
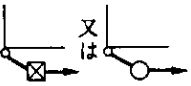
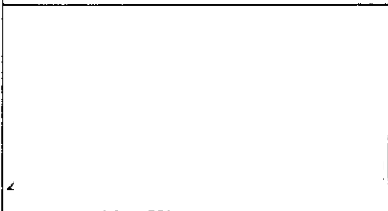
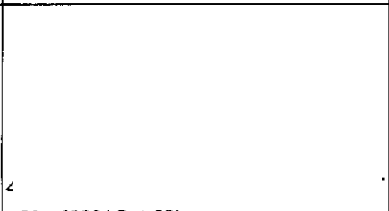
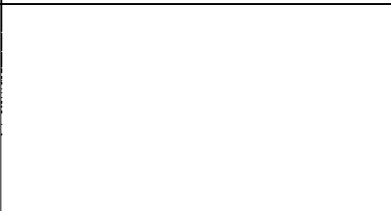
誤っている設計	正しい設計	説明
		<p>排水管の最小管径, ますの大きさの規定に従う。</p>
		<p>敷地雨水排水を目的としてU形側溝を使用する場合は必ず雨水ますで受けて排水する。</p>
		<p>便所の汚水が流入する排水管に流し等からのトラップを有しない排水管を接続する場合はJ形トラップます又はT形トラップますを設置する。</p>
		<p>排水管管径の120倍を超えない範囲内にますを設置する。 (下水道法施行令第8条)</p>
		<p>ますとますの間の距離が排水管管径の120倍を超える場合には掃除口ではなくますを設ける。</p>
		<p>排水管の流れに支障をきたさないように接続する。</p>
		<p>3方向からの排水をまとめて1方向へ流すと同時排出による流れの乱れや固形物の停滞により悪影響が出るので接続位置をずらす。 (会合点でますを設置できない例)</p>
		<p>既設のます及び排水管が使用できる場合に、有孔ふたは、密閉ふたに替え、底部にインバートを設置する。</p>

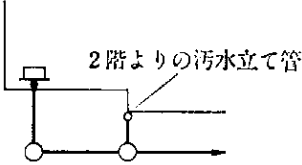
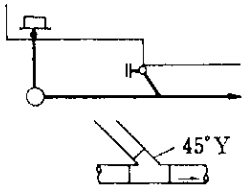
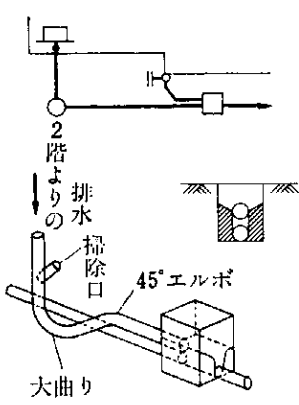
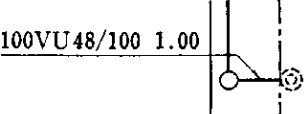
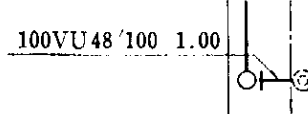
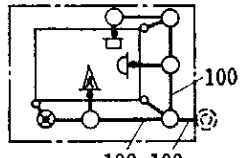
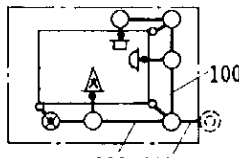
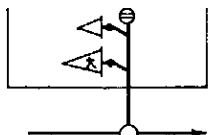
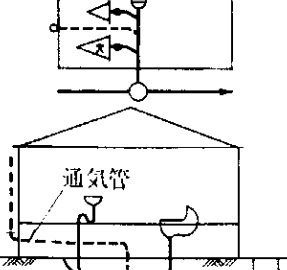
b 分流式

誤っている設計	正しい設計	説明
 <p>雨 汚水 雨どい ベランダ</p>	 <p>雨 汚水 雨どい ベランダ</p>	<p>洗濯機の排水を雨どいや雨水管に接続してはならない。必ず污水管に接続させる。</p>
 <p>汚水 雨水</p>	 <p>汚水 雨水</p>	<p>外流しにはトラップを設置し、污水管に接続させる。</p>
		<p>管の交差部分の平面図は排水管が立体的に交差していることを表示する。 (接続方法としてはよい)</p>
		<p>LU形側溝へ雨水管を接続する場合は維持管理用のふたを有する筒所とする。</p>
 <p>オイル阻集器 屋根 ガソリンスタンド 雨どい 汚水 雨水</p>	 <p>屋根 雨どい 雨ます 汚水 雨水</p>	<p>分流区域内のガソリンスタンドの屋根の雨水は床面に流出させず雨水管又は側溝等の雨水排水施設に接続する。</p>

11) 好ましくない設計の例を表3-10に示す。

表3-10 好ましくない設計の例

好ましくない設計	好ましい設計	説明
	 <p>又は</p>	<p>雨どいの排水管を開きよにすることは、誤りではないが、維持管理上、暗きよがよい。</p>
		

好ましくない設計	好ましい設計	説明
 <p>2階よりの汚水立て管</p>	<p>①</p>  <p>45° Y</p> <p>②</p>  <p>2階よりの排水 掃除口 45°エルボ 大曲り</p>	<p>2階からの排水立て管とますが近接している場合、ますに直結すると汚物がます内に飛散する。この場合は図①のように45° Yの継手により接続するか、図②のように上流からの管と上下並行になるように管を布設し、インバートの犬端(肩)の高いますに接続することが望ましい。</p>
 <p>100VU48/100 1.00</p>	 <p>100VU48/100 1.00</p>	<p>公共ますと汚水ますの落差が大きく近接している場合は、ドロップますか底部有孔ますとすること。</p>
 <p>排水面積 250m²</p> <p>100 100</p>	 <p>排水面積 250m²</p> <p>100 125</p>	<p>合流管の管径はその管が負担する排水面積を考慮して定める。 (合流式の例)</p>
	 <p>通気管</p>	<p>大便器が接続している排水横枝管に他の排水器具を接続するとトラップの封水が破られやすくなるので個別に排水管又はますに接続させるか通気管を設ける。</p>

第6 屋内排水設備

1 排水系統

汚水排水系統と雑排水系統は、排水系統を極力分離するものとする。

2 配管経路（設備指針P13）

排水機能に支障がなく、かつできるだけ最短な経路を定める。排水管の方向変換は、異形管又はその組み合わせにより行い、掃除口を設置する場合を除いて経路が行止まりとなるような配管は行わない。一般住宅においては、できるだけ屋外に最短な経路で定める。

排水系統が最短となるよう定めたものであるが、この基準によって屋外排水管の延長が伸びる場合、屋外排水設備までの距離が3m以内の場合は、第5-1の例により屋外排水管が最短となるルートとしても良い。

3 管径（設備指針P15）

排水管の管径は次のとおりとする。

- ① 衛生器具の器具トラップの口径は、次表のとおりとする。器具排水管の管径は器具のトラップの口径以上で、かつ30mm以上とする。

(mm)			
器 具	トラップの最小口径	器 具	トラップの最小口径
大 便 器 **	75	浴 槽 (洋風)	40
小便器 (小型) **	40	ビ デ	30
小便器 (大型) **	50	調 理 流 し *	40
洗面器 (小中大型)	30	掃 除 流 し	65
手 洗 い 器	25	洗 濯 流 し	40
手術用手洗い器	30	連 合 流 し	40
洗 髪 器	30	汚 物 流 し	75~100
水 飲 み 器	30	実 験 流 し	40
浴 槽 (和風) *	30		

注) *住宅用のもの

(SHASA-S206-2000)

**トラップの最小口径は、最小排水接続管径を示したものの。

- ② 排水管は、立て管、横管いずれの場合も、排水の流下方向の管径を縮小しない。
- ③ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具トラップの最大口径以上とする。
- ④ 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管の最大管径以上とし、建物の最下部における最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一とする。
- ⑤ 地中又は地階の床下に埋設する排水管の管径は、75mm以上を標準とする。ただし、トイレ排水については、100mm以上を標準とする。
- ⑥ 各個通気方式又はループ通気方式の場合は、排水立て管のオフセット管径は、次のとおりとする。
- イ 排水立て管に対して45°以下のオフセットの管径は、垂直な立て管とみなして定めてよい。
- ロ 排水立て管に対して45°を超えるオフセットの場合の各部の管径は、次のとおりとする。
- 1) オフセットより上部の立て管の管径は、そのオフセット上部の負荷流量によって、通常の立て管として定める。
 - 2) オフセットの管径は、排水横主管として定める。
 - 3) オフセットより下部の立て管の管径は、オフセットの管径と立て管全体に対する負荷流量によって定めた管径を比較し、いずれか大きいほうとする。

屋内排水管及びトラップ掃除口については、掃除等を考慮し、75mm以上としている。

- ⑦ 床下集合配管システムを使用する場合、保守点検、補修、清掃が容易にできるよう、建築物に十分なスペースを有する点検口を確保する。

4 こう配（設備指針P16）

排水横管のこう配は次表のとおりとする。

管 径 (mm)	こ う 配
65以下	最小1/50
75,100	最小1/100
125	最小1/150
150以上	最小1/200

(SHASA-S206-2000)

5 掃除口（設計指針P23）

(1) 掃除口は、次の箇所に設ける。

- ① 排水横枝管及び排水横主管の起点
- ② 延長が長い排水横枝管及び排水横主管の途中
- ③ 排水管が45°を超える角度で方向を変える箇所
- ④ 排水立て管の最下部又はその付近
- ⑤ 排水横主管と屋外の排水管の接続箇所に近いところ（ますで代用してもよい）
- ⑥ 上記以外の特に必要と思われる箇所

(2) 掃除口は容易に掃除のできる位置に設け、周囲の壁、はりなどが掃除の支障となるような場合は、原則として、管径65mm以下の管の300mm以上、管径が75mm以上の管の場合には450mm以上の空間を掃除口の周囲にとる。

排水横枝管の掃除口取付け間隔は、原則として、排水管の管径が100mm以下の場合は1.5m以内、100mmを超える場合は3.0m以内からとする。

(3) 掃除口を地中埋設管に設ける場合には、その配管の一部を床仕上げ面又は地盤面、若しくはそれ以上まで立ち上げる。ただし、この方法は管径が200mm以下の場合に用いる。

(4) 隠ぺい配管の場合には、壁又は床の仕上げ面と同一面まで配管の一部を延長して掃除口を取り付ける。また、掃除口をやむを得ず隠ぺいする場合は、その上部に化粧ふたを設けるなどして掃除に支障のないようにする。

(5) 排水立て管の最下部に掃除口を設けるための空間がない場合等には、その配管の一部を床仕上げ面又は最寄の壁面の外部まで延長して掃除口を取り付ける。

(6) 掃除口は、排水の流れと反対又は直角に開口するように設ける。

(7) 掃除口のふたは、漏水がなく臭気もれない密閉式のものとする。

(8) 掃除口の口径は、排水管の管径が100mm以下の場合は、排水管と同一の口径とし、100mmを超える場合は、100mm以上より小さくしてはならない。

(9) 地中埋設管に対しては、十分な掃除のできる排水ますを設置しなければならない。ただし、管径200mm以下の配管の場合は掃除口でもよい。この場合、排水管の一部を地表面又は建物の外部まで延長して取り付ける。

6 水洗便所

(1) 便 器（設備指針P25）

水洗便所は、構造上必要な条件は、次のとおりとし、用途に適合する型式、寸法、構造、材質のものを使用する。

- ① 固形物が留水中に落下し、臭気が少ない。
- ② 留水面が広く乾燥面が少ない。
- ③ 汚水が流れやすくトラップが詰まりにくい。
- ④ トラップ封水深は5～10cmである。
- ⑤ 洗浄騒音が少ない。
- ⑥ 寒冷地型の便器とし、トラップなし便器の場合は、トラップを地中部に設ける。

(2) 洗浄方式

フラッシュバルブ式は、水道事業者と協議し、使用すること。

7 阻集器（設備指針P30）

(1) 設置上の留意点

- ① 使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設置する。その位置は、維持管理が容易にでき、有害物質を排出する器具または装置にできるだけ近接させることが望ましい。

- ② 阻集器は汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離しなければならないもの以外の汚水を混入させないものとする。
- ③ 阻集器の直下（1m以内）には管理用のますを設置することとし、トラップ機能を有しない阻集器を用いる場合はトラップますとする。

(2) 阻集器の種類

- ① グリース阻集器
営業用調理場等に設置する。
- ② オイル阻集器
ガソリンスタンド等、ガソリン、油類の流出するおそれのある次の場所に設置する。
 - イ) ガソリンスタンド
 - ロ) ガソリン貯蔵所のあるガレージ
 - ハ) 可燃性溶剤、揮発性液体の製造又は使用する工場等
 - ニ) その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場
- ③ サンド阻集器
洗車場等多量の土砂を含む排水の場合に設置する。
- ④ ヘア阻集器
理髪店、美容院の洗髪器に取り付ける。プールや公衆浴場には、大型のヘア阻集器を設置する。
- ⑤ ランドリー阻集器
営業用の洗濯場に設置する。
- ⑥ プラスタ阻集器
外科ギブス室、歯科技工室等に設置する。（プラスタ、貴金属等不溶性物質の除去）

8 通気系統（設備指針P39）

(1) 通気を設ける場合

自己サイホン作用、吸出し作用、はね出し作用により封水が破られる可能性のある場合。

(2) 各個通気を設けなくてよい場合

- ① 通気された系統から、配管延長2.4m以内に設置される流し及び洗面器各1個又は洗面器3個以内で次の条件にすべて適合する場合。
 - イ 器具排水管を排水横枝管の側方に接続していること。
 - ロ 排水横枝管の管径が50mm以上で、こう配は1/50以下であること。
- ② 器具排水流量0.5リットル/秒以下の1個の器具又はその排水管の負荷流量が0.5リットル/秒以下であり、次の条件にすべて適合する場合。
 - イ 排水立て管の管径が75mm以上
 - ロ イの器具排水管の接続箇所が大便秘器又は浴槽の排水管接続位置より上流にあること。
 - ハ 通気された系統からの配管延長2.4m以内で、①のイ及び①のロに適合すること。

第7 設計図（設備指針P68）

(1) 位置図

位置図は、様式第1に下水道台帳図又は住宅地図等を使用し、申請箇所、公道、私道の境界等を記入する。

(2) 平面図

平面図の縮尺は、1/200以上を標準とし、様式第2に別表1に示す凡例により記載する。団地、ビル等広大な敷地の場合は必要に応じてこれ以下としてもよい。

(3) 縦断図

縦断図の縮尺は、縦1/100を標準とし、横は平面図と同一（1/200～1/500）とする。様式第2に記載する。

(4) 端数処理

種 別	単 位	記入数値
管路延長	m	小数点以下2位まで
マンホール、ますの寸法	cm	
管径（呼び径）	mm	
管のこう配		少数点以下1位まで
掃除口の口径	mm	
ます、マンホールの深さ	cm	
ますの天端高	cm	

注1) 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

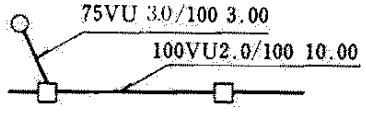
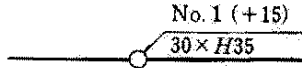
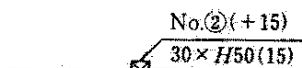
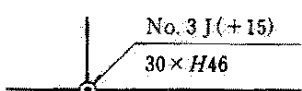
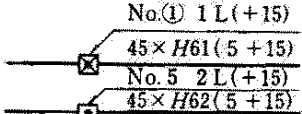
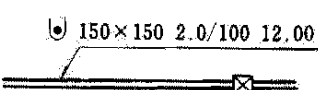
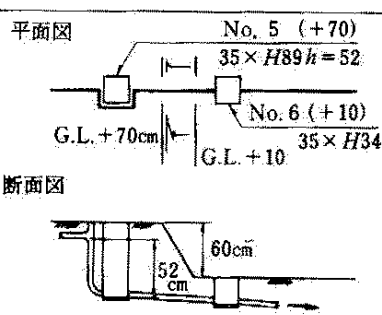

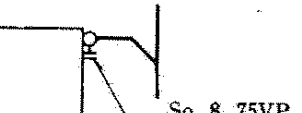

2) 管路延長は小数点以下2位を0か5にまるめる。（二捨三入、七捨八入）

設計図の記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるも のは除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器			底 部 有 孔 ます		丸 ます 角 ます
床 排 水 口					
ト ラ ッ プ			公 共 汚 水 ます		
掃 除 口			公 共 雨 水 ます		
露 出 掃 除 口			側 溝 (道 路)		
阻 集 器			ト ラ ッ プ ます		丸 ます 角 ます
排 水 管					
通 気 管			雨 ど い		
立 管			境 界 線		黒又は青
排 水 溝 (宅地内)			建 物 外 壁		同上
汚 水 ます		丸 ます 角 ます	建 物 間 仕 切 り		同上
			新 設 管 (合 流 管 又 は 汚 水 管)		赤 色
ド ロ ッ プ ます (汚 水)		丸 ます 角 ます	雨 水 管		緑 色
分 離 ます			撤 去 管		黒 色
雨 水 ます		丸 ます 角 ます	既 設 又 は 在 来 管		赤…合流管又は 汚水管 緑…雨水管
			銅 管	GP	
陶 管	TP		鋳 鉄 管	CIP	
陶 製 卵 形 管	ETP		耐 火 二 層 管	FDP	
鉄 コンクリート管	CP		強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	FRPM	

注 既設のます等は破線で表示する。

平面図の記載方法の例

種 別	記 載 内 容	記 載 例
排水管	管 径 管 種 こ う 配 延 長	
汚水ます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ	
雨水ます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 泥だめの深さ	
トラップます (J形, T形)	ます番号 形 式 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ	
トラップます (1L形, 2L形)	ます番号 形 式 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 下トラップ封水深 泥だめ深	
排 水 (U 形)	内のり 深 さ こ う 配 延 長	
ドロップます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 落 差	
掃 除 口	掃除口番号 口 径	
露出掃除口	掃除口番号 口 径 管 種	
トラップ付掃除口	掃除口番号 口 径 管 種	

注 雨水ますのます番号は○で囲む表示とする。

規 制 項 目	下水道に対する影響	主 な 発 生 業 種
水素イオン濃度(pH)	①他の排水との混合による有毒ガスの発生。 ②金属、コンクリートの急速な損壊並びに生物処理機能の阻害。	製版業、化学工業、なめしがわ・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、めっき業、金属製品製造業、写真現像業。
生物科学的酸素要求量(BOD)	①高濃度においては処理機能の低下。	食料品製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、なめしかわ・同製品・毛皮製造業。
浮遊物質量(SS)	①管渠掃除の増加並びに管渠の閉塞。 ②処理施設の機能妨害。	食料品製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、なめしかわ・同製品・毛皮製造業、窯業、土石製品製造業。
ノルマンヘキサン抽出物質量(油)	①管渠の閉塞および掃除の妨害並びに火災、爆発等の危険。 ②処理施設の機能妨害並びに微生物の呼吸阻害。	食料品製造業、金属製品製造業、化学工業、なめしかわ・同製品・毛皮製造業、洗たく業、自動車整備業。
シアン	①シアンガスによる管渠内作業の停止。 ②生物処理機能の阻害または停止。	化学工業、鉄鋼業、めっき業。
カドミウム、鉛、六価クロム	①生物処理機能の阻害または停止。 ②汚泥処理、処分の困難性増大。	化学工業、窯業、土石製品製造業、金属製品製造業・めっき業。
有機りん・ひ素・総水銀・アルキル水銀	①生物処理機能の阻害または停止。 ②汚泥処理、処分の困難性増大。	化学工業、機械器具製造業、学校・試験研究・検査業、病院。
P C B	①生物処理では処理不可能。 ②汚泥処理、処分の困難性大。	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業。
フェノール類	①生物処理機能の低下。	化学工業、病院。
銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン	①生物処理では除去困難および生物処理機能の阻害。 ②汚物処理、処分の困難性大。	製版業、化学工業、鉄鋼業、めっき業、金属製品業。
ク ロ ム	①生物処理では除去困難および生物処理機能の阻害。 ②汚泥処理、処分の困難性大。	なめしかわ・同製品・毛皮製造業・化学工業 めっき業、金属製品製造業。
ふ っ 素	①生物処理機能の低下。	窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、めっき業。
温 度	①管渠掃除の妨害並びに有機物分解の促進によるガス発生。	繊維業、化学工業、洗たく業
よう素消費量	①下水道施設の腐食。 ②硫化水素ガスによる管渠作業の停止。	繊維工業、化学工業、なめしかわ・同製品・毛皮製造業、写真現像業。

対象者		終末処理場を有する公共下水道の使用者			現に終末処理場を有していない公共下水道の使用者		
		特定事業場		非特定事業場			
対象物質又は項目	排水量 (³ m ³ /日)	³ 50m ³ /日以上			³ 50m ³ /日未満		
		条例で定める基準	環境項目等	温度			45℃ (40℃)
水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)			5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満	5を超え9未満	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 (300)			600 (300)	600		
浮遊物質 (SS)	600 (300)			600 (300)	600		
よう素消費量	220			220	220	220	
クロレキサン抽出物質	鉱油			5	5	5	5
	動植物油			30	30	30	30
窒素	240 (150)			240 (150)	—		
りん	32 (20)			32 (20)	—		
政令の健康基準	項目			銅	3	3	3
		亜鉛	5	5	5		
		総クロム	2	2	2		
		フェノール	5	5	5		
		鉄 (溶解性)	10	10	10		
		マンガン (溶解性)	10	10	10		
		ふっ素	15	15	15		
		カドミウム	0.1	0.1	0.1		
		シアン	1	1	1		
		有機リン	1	1	1		
		鉛	0.1	0.1	0.1		
		六価クロム	0.5	0.5	0.5		
		ヒ素	0.1	0.1	0.1		
		総水銀	0.005	0.005	0.005		
		アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと		
		ポリクロロジブチルエーテル (PCB)	0.003	0.003	0.003		
		トリクロロエチレン	0.3	0.3	0.3		
		テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1		
		ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2		
		四塩化炭素	0.02	0.02	0.02		
		1・2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04		
		1・1-ジクロロエチレン	0.2	0.2	0.2		
		1,1,1-トリクロロエチレン	0.4	0.4	0.4		
		1・1・1-トリクロロエタン	3	3	3		
		1・1・2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06		
		1・3-ジクロロプロパン	0.02	0.02	0.02		
		チウラム	0.06	0.06	0.06		
シマジン	0.03	0.03	0.03				
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2				
ベンゼン	0.1	0.1	0.1				
セレン	0.1	0.1	0.1				

注1 単位は、水素イオン濃度以外はすべて mg/1 で示す。

2 内は、直罰適用の排除制限に係る排除基準を示す。

- 3 内は、除外施設の設置等の義務付けに係る排除基準を示す。
 4 「条例で定める基準」は、条例で定める排除基準の限度を示す。
 5 「政令の基準」は、政令で定められた一律の排除基準を示す。

(1) 特定施設の設置等届関係

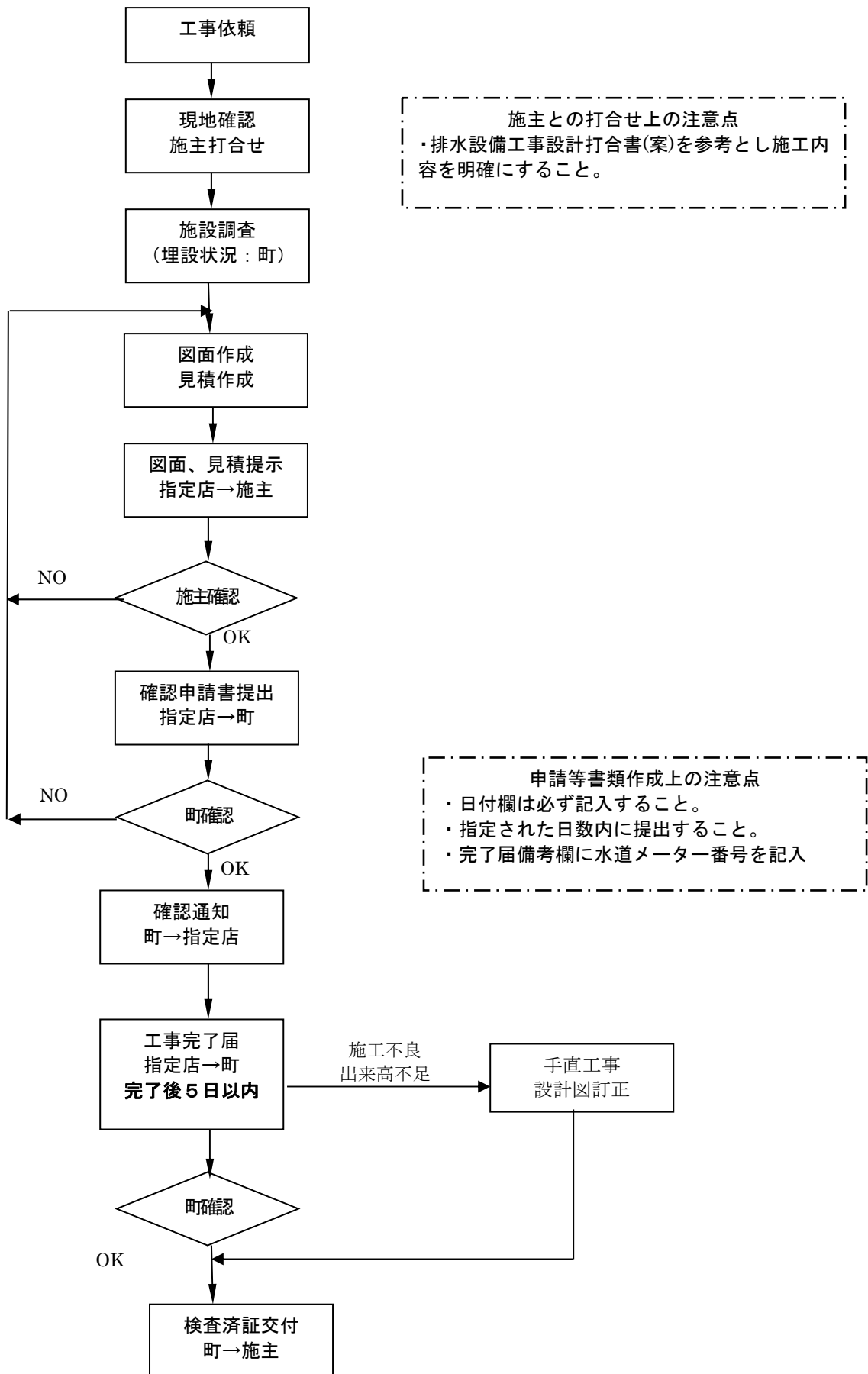
届出等の種類	届出の時期	届出を必要とする場合
特定施設使用届	設置 60 日以上前	特定施設を設置する場合
特定施設使用届	特定施設になった日から 30 日以内	一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置（設置の工事を行っている者を含む）している者
特定施設使用届	使用開始より 30 日以内	特定施設を設置している工場等が、公共下水道を使用することになった時
特定施設構造等変更届	変更 60 日以上前	特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統に変更があった場合
氏名等変更届	変更した日から 30 日以内	工場、事業場の名称、所在地、代表者を変更した場合
特定施設廃止届	廃止した日から 30 日以内	特定施設の使用を廃止したとき
承継届	承継した日から 30 日以内	特定施設の譲り受け、借り受け、相続または合併があったとき

(2) 主な特定施設

業種名	特定施設名
洗濯業（クリーニング店）	洗浄施設（洗濯機）
豆腐・煮豆製造業（豆腐店等）	湯煮施設
麺類製造業	湯煮施設（生麺のゆで釜）
新聞業・印刷業・出版業	イ. 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ. 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 ハ. 酸、アルカリによる表面処理施設
写真現像業（写真店）	自動式フィルム現像洗浄施設
自動車分解整備事業（自動車整備工場・給油所）	イ. 洗車施設（屋内作業場の総面積 800 m ² 未満は除く） ロ. 自動式車両洗浄施設
生コンクリート製造業	バッチャープラント
病院（病床 300 以上）	イ. ちゅう房 ロ. 洗たく ハ. 入浴の各施設
共同調理場	ちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積 500 m ² 以上）
弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積 300 m ² 以上）
食堂・レストラン	ちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積 420 m ² 以上）
そば、うどん店・すし店・喫茶店・その他の一般飲食店	ちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積 630 m ² 以上）
料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ	ちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積 1,500 m ² 以上）

3. 排水設備工事手続き

排水設備工事手続きの流れ



紫波町排水設備等の工事検査規程

平成26年2月14日

町 長 決 裁

(一般事項)

第1 排水設備の検査は、紫波町下水道条例（平成22年12月27日条例第18号、以下「条例」という。）に掲げる次の規定により、排水設備確認申請書、設計図書等（以下「検査資料」という。）をもとに行う。

- (1) 公共下水道：条例第10条（排水設備等の工事の検査）
- (2) 農業集落排水施設：条例第36条（準用規定）
- (3) 小規模集合排水処理施設：条例第41条（準用規定）
- (4) 管理型浄化槽：条例第57条（準用規定）

(完了検査の日程と立合)

第2 検査希望日の3日前（土曜、日曜、祝日を含まない）までに完了届兼検査願いを受付け、検査資料を確認のうえ申請者へ検査実施を通知する。また、完了検査は、現地において施工業者立合のもとに実施する。

(屋外排水設備の完了検査)

第3 屋外排水設備の完了検査は、次の各号に掲げる事項を検査する。

- (1) 雨水系統の流入がないこと。
- (2) 公共ます又は浄化槽本体と排水管が適切に接続されていること。また、モルタル等が公共ますに流し込まれていないこと。
- (3) 排水管の管種、管径、こう配、土被りが検査資料と合致していること。また、折れ、曲がり、たわみ、漏水がないこと。
- (4) 管の継ぎ目に隙間がなく、モルタルや接着剤が取り除かれていること。
- (5) 汚水ますの種類、大きさが検査資料と合致し、適切な位置にあること。
- (6) 汚水ますは適正なインバートが設けられ、密閉蓋を使用していること。
- (7) 各排水箇所適切な封水深のあるトラップが設置されていること。ただし、二重トラップとしてはならない。
- (8) 通気管が適切な箇所に1箇所以上設置されていること。
- (9) 土砂等を含む汚水を多量に排出する箇所には有効な深さを有する泥だめが設けられていること。また、適切な箇所にエルボ返しを取り付けられていること。
- (10) くみ取り便槽処理、浄化槽処理が適切に行われているか確認する。
- (11) コンクリート製ますは、管との継ぎ目にモルタルが隙間なく詰められていること。また、管がますの内壁で切りそろえられていること。
- (12) 硬質塩化ビニル製ますは、管の差込不足や斜め切断による汚水溜まりがなく、立ち上がり管は垂直に据え付けられていること。また、ますに通気管用の穴を開けるなどして加工した場合は、隙間なくシール等で補修されていること。
- (13) 流入ポンプ及び放流ポンプは、2台以上設置されており取り外しが可能であること。また、ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げないこと。

(屋内排水設備の完了検査)

第4 屋内排水設備の完了検査は、次の各号に掲げる事項を検査する。

- (1) 衛生機器は、その取付位置及び状態が適正であること。
- (2) 機器には適切な封水深のあるトラップが設置されていること。ただし、二重トラップとしてはならない。
- (3) 掃除口の位置は適切であること。
- (4) 間接排水の機器からの排水が直接排水管に接続されていないこと。
- (5) 汚水中に混入する物質が、排水管等に障害や損傷をあたえる恐れがあるときは、状況に応じた阻集器が設けられていること。

(排水施設の完了検査)

第5 排水施設の完了検査は、次の各号に掲げる事項を検査する。

- (1) 公共ますの種類、大きさが検査資料と合致し、適切な位置にあること。
- (2) 公共ますは適正なインバートが設けられ、密閉蓋を使用していること。
- (3) 取付管の管種、管径、こう配、土被りが検査資料と合致し、折れ、曲がり、たわみ、漏水がないこと。

(管理型浄化槽の完了検査)

第6 管理型浄化槽の完了検査は、次の各号に掲げる事項を検査する。

- (1) 放流先で放流口と放流水路の水位差が保たれて適切な位置に設置されていること。
- (2) 流入管及び空気配管等の露出がなく変形破損がないこと。
- (3) 浄化槽本体上部はコンクリートスラブが打たれ、保守点検や維持管理に支障がないこと。
- (4) 浄化槽本体の水平が保たれていること。
- (5) 接触材等の変形や破損がなく、確実に固定されていること。
- (6) 消毒設備に変形や破損がないこと。
- (7) ブロワーが確実に固定されアースがされていること。
- (8) 浄化槽本体内部の認定番号が申請書と一致していること。

(再検査)

第6 完了検査において不適合な部分がある場合は、手直しの完了後、再度検査を行うこと。

なお、再検査は第4から第6の規定を準用する。

(検査済証の交付と掲示)

第7 完了検査に合格した際に、工事検査済証を排水設備等の新設等を行った者に交付し、玄関等見やすい箇所に掲示させる。

(実施期日)

第8 この規程は、平成26年3月18日から実施する。

排水設備等の工事検査手順

1 検査準備

検査希望日の3日前（土曜、日曜、祝日を含まない）までに受け付けた検査資料を確認し、施工業者に対し検査日時を通知する。また、次に掲げるものを用意する。

- ① 巻き尺及びメジャー
- ② 管内用ライト
- ③ 点検用ミラー
- ④ 身分証明書
- ⑤ 「工事検査済証」と「公共下水道のごあんない」等

※ 清水 18 リットル程度（施工業者が用意。水道が使用できる場合は不要）

2 検査手順

(1) 屋外排水設備

- ① 施行箇所全体を見回し、全体の配置、復旧状況を確認する。
- ② 雨水の流入（誤接続）はないか。
- ③ 汚水ます間の距離を計測する。
- ④ 汚水ますの蓋を開け、形状と深さを確認する。
- ⑤ 防護蓋を使用している場合は、内蓋への干渉がないか確認する。
- ⑥ 管内用ライトと点検ミラーを使い、排水管内部の変形と異物の有無を視認する。
- ⑦ 水を流し再度汚水ますと排水管を視認する。

(2) 屋内排水設備

- ① 衛生設備、阻集器、掃除口、通気管の確認。（位置、設置及び接続状況）
- ② 水洗便器を使用し流量を確認する。

(3) 排水施設

- ① 公共ますの蓋を開け、形状と深さを確認する。
- ② 取付管の設置状況を工事写真にて確認する。

(4) 管理型浄化槽

- ① スラブの検尺と仕上がり。
- ② 認定番号の確認。
- ③ 消毒薬の点検。
- ④ ブロワの位置、固定状況、防振対策、電源及びアースの点検。
- ⑤ 放流ポンプの確認。（台数、設置状況、ポンプ槽の仕上げ）

(5) 給水状況

- ① 使用する水道の確認。（上水道 or 自家水道、単独 or 併用）
- ② 量水器の確認。（量水器番号、指針）
- ③ 使用開始日の確認。

(6) その他

- ① 埋戻し、舗装（砂利、アスファルト）の仕上げの確認。
- ② 既設の便槽及び浄化槽の処理状況の点検。

3 合否の判断

検査資料と現地が一致しない場合は、検査資料の修正を条件に合格とする。それ以外は不合格とする。

4 資料の修正及び再検査

検査資料の不一致は修正して提出、現場での指摘事項は手直しを行い、写真もしくは現地で再確認をする。

4. 付 属 資 料

- (1) 紫波町下水道条例
- (2) 紫波町下水道条例施行規則
- (3) 紫波町排水設備工事指定店規則
○紫波町排水設備工事指定店施行細則
- (4) 紫波町水洗便所改造資金あっせん要綱
- (5) ディスポーザ排水処理システムの取扱い

改正	平成元年3月24日条例第21号	平成6年9月30日条例第15号
	平成9年3月17日条例第5号	平成12年2月17日条例第1号
	平成18年12月15日条例第25号	平成22年12月27日条例第18号
	平成24年12月19日条例第33号	平成25年12月12日条例第19号

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 公共下水道

第1節 排水設備の設置等（第4条～第11条）

第2節 公共下水道の使用（第12条～第22条）

第3節 受益者負担（第23条～第30条）

第4節 公共下水道の構造の基準等（第30条の2～第30条の7）

第3章 農業集落排水施設（第31条～第36条）

第4章 小規模集合排水処理施設（第37条～第41条）

第5章 管理型浄化槽（第42条～第57条）

第6章 雑則（第58条～第72条）

第7章 罰則（第73条～第75条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 紫波町の設置する公共下水道、農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設及び管理型浄化槽（以下「下水道」という。）の管理及び使用について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）汚水 公共下水道にあつては生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水を、農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設及び管理型浄化槽にあつては、当該廃水から工場廃水その他の特殊な排水を除くものをいう。
- （2）下水 汚水又は雨水をいう。

- (3) 下水道施設 汚水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設（管理型浄化槽を含む。）及びこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- (4) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (5) 農業集落排水施設 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にある集落における汚水を排除し、又は処理するために設けられる下水道施設で、町が設置し、及び管理するものをいう。
- (6) 小規模集合排水処理施設 処理の対象となる住宅の戸数（共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。）が10戸以上20戸未満の規模で汚水を排除し、又は処理するために設けられる下水道施設で、町が設置し、及び管理するものをいう。
- (7) 管理型浄化槽 汚水を各戸ごとに処理する浄化槽であって、町が設置し、及び管理するものをいう。
- (8) 排水設備 公共下水道にあっては法第10条第1項に規定する排水設備を、農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設及び管理型浄化槽にあっては汚水をそれぞれ農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設又は管理型浄化槽に流入させるために必要な排水管その他の排水施設（管理型浄化槽から流出する処理水を放流する放流管を含む。）で、設置又は構造の技術上の基準に適合するものとし、使用者が設置し、及び管理するものをいう。
- (9) 公共ます 排水設備から排除される汚水を受けるますで、町が管理するものをいう。
- (10) 住宅等 住宅その他の規則で定める建築物をいう。
- (11) 事業所等 事業所その他の規則で定める建築物をいう。
- (12) 住宅所有者等 住宅等若しくは事業所等の所有者及び建築中の住宅等若しくは事業所等又は建築しようとする住宅等若しくは事業所等の建築主をいう。
- (13) 標準事業費 国が定める標準的な浄化槽の設置工事に要する費用をいう。
- (14) 受益者 公共下水道にあってはその排水区域内に存する土地（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る仮換地の指定が行われた土地においては、町長が必要と認めるときに限り、換地処分が行われたものとみなすことができる。）の所有者をいい、農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設にあっては公共ますに排水設備を接続する者で、町長が認める者をいう。ただし、公共下水道において地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。
- (15) 使用者 汚水を下水道施設に排除してこれを使用する者をいう。
- (16) 使用月 下水道使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は規則で定めるところによる。
- (17) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法及び浄化槽法の例による。

(施設の名称及び位置)

第3条 汚水を処理するために設けられる処理施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第2章 公共下水道

第1節 排水設備の設置等

(排水設備の設置義務)

第4条 受益者は、法第9条の規定により町長が告示した公共下水道の供用開始の日から規則で定める設置期限の満了日までに排水設備を設置しなければならない。

(排水設備の接続方法等)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及びこう配は、町長が特別の理由があると認める場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積及びこう配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管	
	内径	こう配
150人未満	100ミリメートル以上	100分の2以上
150人以上300人未満	150ミリメートル以上	100分の1.7以上
300人以上	200ミリメートル以上	100分の1.3以上

- (4) 雨水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、町長が特別の理由があると認める場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積及びこう配は、同表左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管	
	内径	こう配
200平方メートル未満	100ミリメートル以上	100分の2以上
200平方メートル以上 600平方メートル未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上

600 平方メートル以上	200 ミリメートル以上	100 分の 1 以上
--------------	--------------	-------------

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第 6 条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び第 59 条第 1 項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の新設等を行おうとするときは、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

(排水設備等の計画の確認)

第 7 条 排水設備(除外施設を含む。)又は第 59 条第 1 項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等の工事を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により申請をした者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の費用の負担)

第 8 条 排水設備等の新設等の工事に要する費用は、当該工事を行う者が負担する。

(排水設備等の工事の実施)

第 9 条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として規則で定めるところにより町長が指定した工事店(以下「排水設備工事指定店」という。)が施行しなければならない。

- 2 前項の排水設備工事指定店及び責任技術者に関し必要な事項は、規則で定める。

(排水設備等の工事の検査)

第 10 条 排水設備等の新設等の工事を行った者は、当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町長の検査を受けなければならない。

(特別の必要による公共ます及び取付管の新設等)

第 11 条 排水設備等の新設等の工事を行おうとする者が特別の事情により、公共ます及び取付管の新設等の工事を必要とするときは、その者が当該工事に伴う費用の全部又は一部を負担しなければならない。

第2節 公共下水道の使用

(排除の制限)

第12条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除外施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第13条 特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(除害施設の設置等)

第14条 前条に規定する使用者は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条第1項及び第2項並びに第9条の4第1項各号に規定する基準の汚水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を公共下水道に継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- 2 特定事業場において除害施設を設置した者は、町長の定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更したときも同様とする。
- 3 前項の規定による届出は、除害施設を設置した特定施設から排除される1月当たりの汚水排水量が50立方メートル未満の特定事業場には適用しない。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

2 法第11条の2、法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

3 第1項の規定による届出は、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、不要とする。

(使用者の異動の届出)

第16条 使用者に異動があったときは、規則の定めるところにより、遅滞なく、町長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第17条 町長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、納入通知書により徴収する。

3 使用者は、町長が別に定める日までに使用料を納入しなければならない。

(使用料の概算金の前納)

第18条 前条の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、町長は、使用料の概算金を前納させることができる。この場合において、使用料の概算金の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他町長が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定)

第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 前項の規定に関わらず、使用月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの当該使用月の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(1) 使用日数が16日以上の場合及び排除した汚水の量が3立方メートルを超える場合 別表第2に定める基本使用料の額及び同表に定めるところにより算定した従量使用料の額の合計額

(2) 使用日数が16日未満であり、かつ、排除した汚水の量が3立方メートル以下の場合 別表第2に定める基本使用料の額に2分の1を乗じて得た額

(汚水排除量の算定)

第20条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に掲げるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、水道施設の故障等により水道の使用水量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なると認められる場合においては、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。
 - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において、使用水量を確知することができないときは、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。
 - (3) 水道水と水道水以外の水とを併用した場合は、それぞれ前2号の規定により認定した使用水量を合算した量とする。
- 2 製氷業その他の営業等で使用する水の量が、営業等に伴い公共下水道に排除した汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則の定めるところにより、営業等に伴い使用する水の量のうち下水道施設に排除した汚水の量を申告することができる。この場合において、前項の規定にかかわらず、町長は、その申告の内容を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定する。

(計量装置の設置等)

第21条 町長は、排除した汚水の量の算定のために必要と認めるとき、使用者の負担により計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく計量装置を取り付けさせることができる。

- 2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項に規定する計量装置を管理するものとし、その計量装置に不具合が生じたときは、原状に回復しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による計量装置の管理及び原状回復の措置について必要な指示をすることができる。

(資料の提出)

第22条 町長は、使用料を算定し、及び排水施設を管理するために必要な限度において、使用者又は土地について権原を有するものから必要な資料の提出を求めることができる。

第3節 受益者負担

(受益者負担金及び分担金の徴収)

第23条 町長は、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第1項の規定により徴収する受益者負担金及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により徴収する分担金（以下これらを「負担金等」という。）を公共下水道の受益者から徴収する。

(排水区域の公告)

第24条 町長は、事業計画の認可を受けたときは、排水区域の名称及び区域を公告しなければならない。当該認可の変更を受けたときも同様とする。

(負担金等の額)

第25条 受益者が負担する負担金等の額は、当該受益者が次条の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で前条の規定により公告された区域内のもの地積に1平方メートル当たり180円を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定等)

第26条 町長は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金等を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

(負担金等の賦課及び徴収)

第27条 町長は、前条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第25条の規定により算定した負担金等の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の規定による負担金等の賦課は、前条の規定による公告の日の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない。

3 町長は、第1項の規定により負担金等の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金等の額を受益者に通知しなければならない。

4 負担金等は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

5 各年度における負担金等の納期は、次のとおりとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、納期を別に定めることがある。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 9月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年2月1日から同月末日まで

(一括納付報奨金)

第28条 町長は、受益者が前条第4項ただし書の一括納付を同条第5項の納期の初年度第1期に行ったときは、負担金等の額に100分の10を乗じて得た額を一括納付報奨金として交付する。ただし、受益者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該受益者に係る負担金等のうち未納の負担金等がある場合

(2) 次条の規定による徴収の猶予を受けた場合

(3) 第67条の規定による負担金等の減免を受けた場合

(負担金等の徴収猶予)

第29条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金等の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が当該負担金等を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上適当であると認められる場合

(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金等を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められる場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特別の事情があると町長が認める場合

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第30条 第26条の規定による公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を町長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第27条第1項の規定により賦課された負担金等のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

第4節 公共下水道の構造の基準等

(公共下水道の構造の基準)

第30条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第30条の6までに定めるところによる。

(排水施設及び終末処理場に共通する構造の基準)

第30条の3 排水施設及び終末処理場に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の基準)

第30条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に並び、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又はこう配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) 公共ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべき公共ます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(終末処理場の構造の基準)

第30条の5 第30条の3に定めるもののほか、終末処理場の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第30条の7において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

（適用除外）

第30条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（終末処理場の維持管理）

第30条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥のために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気、蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

第3章 農業集落排水施設

（供用開始の公告）

第31条 町長は、農業集落排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を処理すべき区域その他必要な事項を公告するものとする。これを変更するときも同様とする。

（排水設備等工事の計画の確認）

第32条 排水設備等の新設等の工事を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により申請した者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる。

3 前条前段の規定により公告された供用開始の日後、新たに受益者となる者は、農業集落排水施設に接続する排水設備及び排水施設の工事を行うものとし、農業集落排水施設から公共ますまでの排水施設を設置後に町に帰属させる。

(農業集落排水施設に係る分担金の徴収)

第33条 町長は、農業集落排水事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定により農業集落排水施設に係る分担金(以下「農集分担金」という。)を受益者から徴収する。

(農集分担金の額等)

第34条 農集分担金の額は、公共ます1か所につき、山王海地区、水分地区、大巻地区、長岡南地区及び片寄地区にあつては28万円とし、上平沢地区にあつては30万円とする。

2 町長は、農集分担金の額、その納期その他農集分担金の納付に関し必要な事項を受益者に通知しなければならない。

3 第31条前段の規定により公告された供用開始の日後、新たに受益者となる者の農集分担金の額は、その者が新たに受益者となった年度にかかわらず、当該供用開始の日受益者であったものとみなし、これを徴収する。

(農集分担金の徴収方法)

第35条 農集分担金は、4年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

2 農集分担金の納期は各年度の12月1日から同月25日までとし、各年度ごとの納付額は次のとおりとする。

(1) 農集分担金の額が28万円の場合 7万円

(2) 農集分担金の額が30万円の場合 7万5千円

3 町長は、前項の規定により難いと認めるときは、別に納期を定めることがある。

4 第1項ただし書の一括納付に係る農集分担金の納期は、別に定める。

(準用規定)

第36条 第8条から第10条まで(排水設備等に関する規定)、第12条、第15条第1項及び第16条(汚水の排除に関する規定)、第17条及び第19条から第22条まで(使用料に関する規定)並びに第29条(負担金等に関する規定)の規定は、農業集落排水施設について準用する。この場合において、「公共下水道」とあるのは「農業集落排水施設」と、「負担金等」とあるのは「農集分担金」と読み替えるものとする。

第4章 小規模集合排水処理施設

(供用開始の公告)

第37条 町長は、小規模集合排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を処理すべき区域その他必要な事項を公告するものとする。これを変更するときも同様とする。

(小規模集合排水処理施設に係る分担金の徴収)

第 38 条 町長は、小規模集合排水処理事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第 224 条の規定により、小規模集合排水処理施設に係る分担金（以下「小規模分担金」という。）を受益者から徴収する。

（小規模分担金の額）

第 39 条 小規模分担金の額は、公共ます 1 か所につき、30 万円とする。

2 町長は、小規模分担金の額、その納期その他小規模分担金の納付に関し必要な事項を受益者に通知しなければならない。

3 第 37 条前段の規定により公告された供用開始の日後、新たに受益者となる者の小規模分担金の額は、その者が新たに受益者となった年度にかかわらず、当該供用開始の日受益者であったものとみなし、これを徴収する。

（小規模分担金の徴収方法）

第 40 条 小規模分担金は、4 年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

2 小規模分担金の納期は各年度の 12 月 1 日から同月 25 日までとし、各年度ごとの納付額は 7 万 5 千円とする。

3 町長は、前項の規定により難いと認めるときは、別に納期を定めることがある。

4 第 1 項ただし書の一括納付に係る小規模分担金の納期は、別に定める。

（準用規定）

第 41 条 第 8 条から第 10 条まで及び第 32 条（排水設備等に関する規定）、第 12 条、第 15 条第 1 項及び第 16 条（汚水の排除に関する規定）、第 17 条及び第 19 条から第 22 条まで（使用料に関する規定）並びに第 29 条（負担金等に関する規定）の規定は、小規模集合排水処理施設について準用する。この場合において、「公共下水道」又は「農業集落排水施設」とあるのは「小規模集合排水処理施設」と、「負担金等」とあるのは「小規模分担金」と読み替えるものとする。

第 5 章 管理型浄化槽

（処理区域）

第 42 条 町長は、管理型浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域（以下「処理区域」という。）を定めたときは、その旨を公告するものとする。これを変更したときも同様とする。

（管理型浄化槽の設置の申請等）

第 43 条 管理型浄化槽の設置を求める者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を規則で定める設置基準に基づき審査し、その結果を当該申請をした者に通知しなければならない。

（設置工事計画の作成等）

第 44 条 町長は、前条第 2 項の規定により設置の決定をしたときは、規則で定めるところにより設置工事計画を作成し、当該決定を受けた者（以下「設置対象者」という。）の承諾を求めなければならない。

2 設置対象者は、前項の承諾をしたときは、管理型浄化槽の設置に協力しなければならない。

3 設置対象者は、設置工事計画の変更を求めるときは、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

(土地の無償貸付け)

第45条 管理型浄化槽の設置に要する土地の所有者は、当該土地を町に無償で貸し付けなければならない。

(設置完了の通知)

第46条 町長は、管理型浄化槽の設置を完了したときは、設置対象者に対し、規則で定めるところによりその旨を通知しなければならない。

(排水設備等の設置及び管理)

第47条 設置対象者は、管理型浄化槽が設置されたときは、速やかに、排水設備等を設置し、及び管理しなければならない。

2 設置対象者は、排水設備等の設置及び管理に係る経費を負担しなければならない。

(管理型浄化槽に係る分担金の徴収)

第48条 町長は、管理型浄化槽事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定により、管理型浄化槽に係る分担金（以下「浄化槽分担金」という。）を設置対象者から徴収する。

2 浄化槽分担金の額は、管理型浄化槽の規模に応じて次のとおりとする。

人槽区分	分担金の額	
	住宅等	事業所等
5人槽	119,600円	119,600円
7人槽	138,000円	138,000円
10人槽	176,500円	176,500円
11人槽から15人槽まで	231,200円	328,800円
16人槽から20人槽まで	300,300円	432,400円
21人槽から25人槽まで	366,700円	532,000円
26人槽から30人槽まで	449,300円	655,900円
31人槽から40人槽まで	480,600円	702,900円
41人槽から50人槽まで	570,000円	837,000円

3 町長は、浄化槽分担金の額、その納期その他浄化槽分担金の納付に関し必要な事項を設置対象者に通知しなければならない。

(増嵩経費の徴収)

第49条 町長は、管理型浄化槽の設置に要する経費（管理型浄化槽の設置に係る土地に関する経費を除く。）が標準事業費を超えるときは、前条第2項に定める浄化槽分担金のほか、設置対象者ごとに、増嵩経費（当該標準事業費を超える経費をいう。以下同じ。）の全部又は一部を徴収することがある。

2 前条第3項の規定は、増嵩経費について準用する。この場合において、「浄化槽分担金」とあるのは、「増嵩経費」と読み替えるものとする。

(使用料の算定)

第50条 管理型浄化槽の使用料の額は、毎使用月において別表第3に定める額とする。

2 使用月の中途において、管理型浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の当該使用月の使用料の額は、使用日数が16日以上ときは1月分とし、16日未満ときは1月分の使用料の額の2分の1に相当する額とする。

(電気料金及び水道料金の負担)

第51条 使用者は、管理型浄化槽の使用に伴う電気料金及び水道料金を負担しなければならない。

(保管等義務)

第52条 住宅所有者等、使用者及び管理型浄化槽が設置されている土地について権原を有する者(以下「地権者等」という。)は、管理型浄化槽を適正に保管し、及び使用しなければならない。

(修繕費用等の負担)

第53条 住宅所有者等、使用者及び地権者等は、その責めに帰すべき事由により、管理型浄化槽に修繕、移設又は撤去の必要が生じたときは、町長の指示に従い、修繕し、移設し、又は撤去するとともに、その費用を全額負担しなければならない。

(既設浄化槽の寄附等)

第54条 町長は、処理区域において、住宅等又は事業所等に規則で定める浄化槽を設置した者から、当該浄化槽の寄附を受けることができる。

2 前項の規定により寄附を受けた浄化槽は、第2条第7号の管理型浄化槽とみなし、この条例の規定を適用する。ただし、浄化槽分担金は徴収しないものとする。

(設置対象者の地位の承継)

第55条 設置対象者に変更があったときは、新たに設置対象者になった者が、従前の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

(PFI推進法の活用)

第56条 町長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条に規定する特定事業として管理型浄化槽の設置を推進するよう努めなければならない。

(準用規定)

第57条 第8条から第10条まで(排水設備等に関する規定)、第12条、第15条第1項及び第16条(汚水の排除に関する規定)並びに第17条及び第22条(使用料に関する規定)の規定は、管理型浄化槽について準用する。この場合において、「公共下水道」とあるのは、「管理型浄化槽」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(改善命令)

第58条 町長は、下水道施設の管理上必要と認めるときは、排水設備等の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、当該排水設備等の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第59条 次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(次条で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

(1) 下水道施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。

(2) 下水道施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

(3) 下水道施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること。

2 前項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置を表示した図面

(3) 物件の断面を表示した図面

(4) 物件の構造の詳細を表示した図面

(5) その他町長が必要と認める図書

（許可を要しない軽微な変更）

第60条 前条第1項に規定する軽微な変更は、下水道施設の機能を妨げ、又はその下水道施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件の設置の目的に附随して行うものとする。

（占用）

第61条 下水道施設の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して下水道施設の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 下水道施設の敷地又は排水施設の占用の目的

(2) 下水道施設の敷地又は排水施設の占用の期間

(3) 下水道施設の敷地又は排水施設の占用の場所

(4) 占用物件の構造

(5) 工事实施の方法

(6) 工事の期間

(7) 下水道施設の復旧の方法

2 前項の規定にかかわらず、占用物件の設置については第59条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

（占用料の徴収）

第62条 町長は、前条の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1) 下水道施設に下水を排除することを目的とする占用物件

- (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件
- (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占用物件
- (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

2 前項の占用料の額及び徴収については、紫波町道路占用料徴収条例（昭和 36 年紫波町条例第 24 号）を準用する。

（占用許可の基準）

第 63 条 町長は、下水道施設の暗渠である構造の部分に電線及び下水道法施行令第 17 条の 3 に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）の占用に係る第 61 条に規定する申請があった場合においては、その占用が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占用を許可することができる。

- (1) 電線等を設置する箇所が下水の排水及び暗渠の管理上支障のない箇所であること。
- (2) 電線等を設置する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則として 1 パーセント以下であり、かつ、電線の本数が下水の排水及び暗渠の管理上支障のない本数であること。
- (3) 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。
- (4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、町長の管理のもとに行われること。
- (5) 電線等は、原則として電圧のかからないものとする。
- (6) その他下水道施設の管理上支障とならないものであること。

（占用期間）

第 64 条 第 61 条の規定による占用の期間は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の規定に基づいて設ける電線等にあつては 10 年以内とし、その他のものにあつては 5 年以内とする。

（原状回復）

第 65 条 第 61 条の規定による占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、下水道施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると町長が認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（使用料等の督促等）

第 66 条 町長は、この条例の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期までに納付しない者があるときは、当該使用料等に係る督促手数料及び延滞金を徴収するものとし、その徴収については、紫波町町税外収入未納金等徴収条例（昭和 39 年紫波町条例第 20 号）の規定を適用する。この

場合において、第 23 条の受益者負担金に係る延滞金については、都市計画法第 75 条第 4 項の規定により、同条例第 3 条中「14.6 パーセント」とあるのは「14.5 パーセント」とする。

(使用料等、督促手数料又は延滞金の減免)

第 67 条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減免することができる。

(代理人)

第 68 条 受益者が町内に住所を有しないときは、この条例に定める事項を処理させるため町内に住所を有する者のうちから代理人を定めることについて町長から請求があった場合は、直ちに届け出なければならない。代理人を変更した場合も同様とする。

(下水道施設付近の掘削等)

第 69 条 下水道施設の管渠の付近において、掘削又は杭の打ち込み等を行おうとする者は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 町長は、前項に規定する工事を行う者に対し、下水道施設の機能及び構造を保全するために、必要な措置を命ずる。

(損害賠償等)

第 70 条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、下水道施設の機能を妨げ、又はこれを損傷したときは、町長の指示するところにより、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第 71 条 町長は、下水道施設の目的を効果的に達成するため、必要に応じその管理の一部を当該下水道施設の受益者で組織する維持管理組合等に委託することができる。

(補則)

第 72 条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 罰則

(罰則)

第 73 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 32 条第 1 項若しくは第 2 項 (第 41 条により準用する場合を含む。) の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等の工事を行った者
- (2) 第 9 条 (第 36 条、第 41 条及び第 57 条において準用する場合を含む。) の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を行った者
- (3) 排水設備等の新設等の工事を行い、第 10 条 (第 36 条、第 41 条及び第 57 条において準用する場合を含む。) の規定による届出を 7 日間以内に行わなかった者
- (4) 第 12 条 (第 36 条、第 41 条及び第 57 条において準用する場合を含む。) 又は第 14 条の規定に違反した使用者

- (5) 第15条又は第16条（それぞれ第36条、第41条及び第57条において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠った者
- (6) 正当な理由がなく、第21条第1項（第36条及び第41条において準用する場合を含む。）の規定による装置の取付けを拒否した者
- (7) 第22条（第36条、第41条及び第57条において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (8) 第65条第2項の規定による指示に従わなかった者

第74条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。

（両罰規定）

第75条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（条例の廃止）

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 紫波町公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和60年紫波町条例第14号）
- (2) 紫波町農業集落排水施設条例（平成5年紫波町条例第2号）
- (3) 紫波町農業集落排水事業分担金徴収条例（平成5年紫波町条例第3号）
- (4) 紫波町管理型浄化槽条例（平成17年紫波町条例第10号）

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の紫波町公共下水道事業受益者負担に関する条例によってした処分、手続その他の行為は、紫波町下水道条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の紫波町農業集落排水施設条例によってした処分、手続その他の行為は、紫波町下水道条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の紫波町農業集落排水事業分担金徴収条例によってした処分、手続その他の行為は、紫波町下水道条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 6 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の紫波町管理型浄化槽条例によってした処分、手続その他の行為は、紫波町下水道条例の相当規定によってしたものとみなす。

（紫波町町税外収入未納金等徴収条例の一部改正）

- 7 紫波町町税外収入未納金等徴収条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例の一部改正）

8 紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例（平成 18 年紫波町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 24 年 12 月 19 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 12 日条例第 19 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 及び別表第 3 の改正は平成 26 年 4 月 1 日から、第 56 条の改正は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成 26 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前から継続して公共下水道、農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設及び管理型浄化槽を使用している者に係る使用料であって、適用日から同月 30 日までの間に額が確定するもの（適用日以後初めて使用料の額が確定する日が同月 30 日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあっては、当該確定したもののうち次項で定める部分）については、改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の次項で定める部分は、適用日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成 26 年 4 月 30 日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分とする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

別表第 1（第 3 条関係）

処理施設の名称及び位置

	名称	位置
公共下水道	紫波浄化センター	紫波町南日詰字宮崎 5 番地 2
農業集落排水施設	山王海地区農業集落排水処理施設	紫波町片寄字新田 310 番地
	水分地区農業集落排水処理施設	紫波町宮手字朴田 99 番地 1
	大巻地区農業集落排水処理施設	紫波町大巻字長沢尻 121 番地 1
	長岡南地区農業集落排水処理施設	紫波町犬吠森字盆成 81 番地
	片寄地区農業集落排水処理施設	紫波町片寄字百目木 223 番地 2
	上平沢地区農業集落排水処理施設	紫波町平沢字滝名川 14 番地 6
小規模集合排水処理施設	南山王地区小規模集合排水処理施設	紫波町片寄字野畑 1488 番地

別表第 2（第 19 条、第 36 条、第 41 条関係）

公共下水道、農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設の使用料

基本使用料		従量使用料	
汚水量	金額	汚水量	金額 (1 立方メートルにつき)
6 立方メートル	1,039.50 円	6 立方メートルを超え 20 立方メートル	173.25 円

ルまで	まで	
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	177.45 円
	30 立方メートルを超え 40 立方メートルまで	184.80 円
	40 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	193.20 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	211.05 円
	100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで	226.80 円
	500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまで	242.55 円
	1,000 立方メートルを超えるもの	255.15 円

備考 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

別表第3（第50条関係）

管理型浄化槽の使用料

人槽区分	使用料の額（月額）	
	町が設置した浄化槽	町が寄附を受けた浄化槽
5人槽	3,843 円	3,780 円
7人槽	3,927 円	3,864 円
10人槽	4,368 円	4,263 円
11人槽から15人槽まで	9,072 円	7,539 円
16人槽から20人槽まで	10,668 円	8,589 円
21人槽から25人槽まで	12,558 円	9,933 円
26人槽から30人槽まで	14,280 円	11,004 円
31人槽から40人槽まで	16,338 円	12,810 円
41人槽から50人槽まで	18,858 円	14,637 円

備考1 使用料の額には、管理型浄化槽の保守管理、清掃、検査、消耗品及び修繕の費用の額を含むものとする。

2 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

改正	平成2年12月26日規則第34号	平成10年3月31日規則第11号
	平成23年12月19日規則第12号	平成24年12月19日規則第19号
	平成25年12月27日規則第26号	

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 公共下水道（第5条～第37条の5）
- 第3章 農業集落排水施設（第38条～第42条）
- 第4章 小規模集合排水処理施設（第43条）
- 第5章 管理型浄化槽（第44条～第55条）
- 第6章 雑則（第56条～第63条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、紫波町下水道条例（平成22年紫波町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規格）

第2条 条例第2条第1項第7号に規定する管理型浄化槽は、次に該当するものとする。

- （1）浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽
- （2）放流水の生物化学的酸素要求量において、除去率が90パーセントで、かつ、日間平均値を1リットルにつき20ミリグラム以下にすることができるもの
- （3）浄化槽法第4条第2項に規定する構造基準に適合するもの

（住宅等及び事業所等の対象範囲）

第3条 条例第2条第1項第10号に規定する規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- （1）専用住宅
- （2）共同住宅
- （3）兼用住宅（専用住宅又は共同住宅で、事務所、作業所、店舗又は寺院等を兼ねるもので、延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供しているもの）
- （4）町内会等が所有する集会施設（以下「自治公民館等」という。）

2 条例第2条第1項第11号に規定する規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務所
- (2) 作業所
- (3) 店舗
- (4) 老人ホーム
- (5) 教育施設
- (6) 児童福祉施設
- (7) 兼用住宅（専用住宅又は共同住宅で、事務所、作業所、店舗又は寺院等を兼ねるもので、延べ床面積の2分の1未満を住居の用に供しているもの）

（使用月の始期及び終期）

第4条 条例第2条第1項第16号に規定する下水道施設における使用月の始期及び終期は、次に掲げるところによる。

- (1) 水道水を使用する場合 紫波町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年紫波町条例第11号）第34条に規定する定例日の翌日を始期とし、当該定例日の翌月の定例日を終期とする。
- (2) 水道水以外の水を使用する場合 毎月の初日を始期とし、毎月の末日を終期とする。

第2章 公共下水道

（排水設備の設置期限）

第5条 条例第4条に規定する規則で定める設置期限は、6か月とする。ただし、町長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、設置期限を延長することがある。

（排水設備の固着箇所及び工事の実施方法）

第6条 条例第5条第2号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、公共ます等のインバートの上流端の接続孔と下流端の管底高とに食い違いを生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面を上塗り仕上げとすること。
- (2) 雨水を排除するための排水設備は、公共ます等の取付管の管底高以上の箇所に所用の孔をあけ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面を上塗り仕上げをし、管底高から15センチメートル以上の泥だめを設け、インバートは作らないものとする。
- (3) 前2号により難い特別の理由があるときは、町長が別に定める基準によるものとする。

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第7条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準（以下「基準」という。）は、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令に定めるもののほか、町長が別に定める紫波町排水設備設計施工基準による。ただし、排水管の土かぶりは、次に掲げるところによる。

- (1) 公道内 90センチメートル以上
- (2) 私道内 60センチメートル以上

(3) 宅地内 40センチメートル以上（これにより難い特別の理由があると町長が認めるときは、30センチメートル以上とすることができる。）

（附帯設備）

第8条 排水設備を設置するときは、次に掲げる附帯設備を設けなければならない。

- (1) 水洗便所 し尿を下水道施設に排出するときは水洗便所を設けること。
- (2) ごみよけ装置 台所、浴室、洗濯場その他の汚水流出箇所には、固形物の流出を止めるために有効な目幅8ミリメートル以下のスクリーン、ストレーナ等のごみよけ装置を設けること。
- (3) ちゅうかいよけ装置 飲食店、食料品店等において汚水を多量に排出する箇所には、ちゅうかいよけ装置を設けること。
- (4) 防臭装置 水洗便所、浴室、流し場等の汚水流出箇所には、トラップ等の防臭装置を設けること。
- (5) 油脂遮断装置 油脂類を多量に排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。
- (6) 沈砂装置 土砂を多量に排出する箇所には、適切な容量の沈砂装置を設けること。
- (7) 通気装置 防臭装置の封水が破られるおそれがあるときは、通気装置を設けること。
- (8) ポンプ施設 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所には、下水が逆流しない構造のポンプを使用した施設を設けること。

（排水設備等の計画の確認申請）

第9条 条例第7条第1項に規定する申請又は同条第2項の規定による変更申請は、紫波町下水道排水設備等確認（変更）申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を明らかにした書類を添付しなければならない。

(1) 申請地付近の見取図及び次の事項を記載した平面図

ア 申請地の形状及び面積（申請地内に所有者を異にする土地がある場合は、その境界及びそれぞれの面積を明らかにしたもの）

イ 申請地付近の道路及び下水道施設の位置

ウ 既設の排水設備等の位置

エ 建築物内の浴室、水洗便所その他汚水を排除する施設及び雨水を排除する施設の位置

オ 管渠の配置、形状、寸法及びこう配

カ ますその他の附帯設備の位置及び大きさ

キ 他人の排水設備を使用する場合は、その配置

ク その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(2) 町長が必要と認めるときは、申請地の地表こう配及び管渠のこう配を表示した縦断面図

(3) 除害施設を設けようとするときは、その構造、汚水処理方法等を表示した図面

(4) 水洗便所及びポンプ施設を設けようとするときは、その構造、能力、形状、寸法等を表示した図面

(5) 他人の土地又は排水設備を使用するときは、その所有者の同意書

3 前2項に定める申請書等は、工事に着手する10日前までに町長に提出しなければならない。

(確認の通知)

第10条 町長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、申請に係る排水設備等の工事の計画が基準に適合するか否かを審査し、適合すると認めたときはその旨を申請書の確認欄に記載し、当該申請書1通を申請者に返付するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査において、申請に係る排水設備等の計画が基準に適合しないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(工事完了の届出)

第11条 条例第10条に規定する排水設備等の新設等の工事が完了した旨の届出は、紫波町下水道排水設備等工事完了届兼検査願・紫波町下水道使用開始届(様式第2号)によらなければならない。

(検査済証)

第12条 町長は、条例第10条の検査に合格したと認めたときは、排水設備等の新設等の工事を行った者に対し、紫波町下水道検査済証(様式第3号)を交付する。

2 前項に規定する検査済証は、玄関等見やすい場所に掲示しなければならない。

(特別の必要による公共下水道のます及び取付管の新設等)

第13条 条例第11条に規定する排水設備等の新設等の工事を行おうとする者は、紫波町公共下水道特別設置申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、紫波町公共下水道特別設置許可(不許可)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(水質管理責任者の選任届)

第14条 条例第14条第2項の規定による水質管理責任者の選任又は変更の届出は、紫波町公共下水道水質管理責任者選任(変更)届出書(様式第6号)によらなければならない。

(水質管理責任者の業務)

第15条 水質管理責任者の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 除害施設等の適正な維持管理に関すること。
- (2) 除害施設等から排除される汚水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設等から発生する汚泥等の処理処分に関すること。
- (4) 前3号の業務に係る施設の事故及び緊急時の措置に関すること。

(水質の測定等)

第16条 前条第2号の水質の測定及び記録は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 水質の測定は、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省、建設省令第1号)に規定する検定の方法により行うこと。
- (2) 測定する項目は水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量その他町長が特に必要と認めた測定項目とし、計量証明書を提出するものとする。

(3) 前号に規定する項目の測定回数は、6か月に1回以上とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(4) 測定は、除害施設の排出口ごとに他の汚水の排除による影響の及ばない箇所で行うこと。

2 水質管理責任者は、水質の測定結果を5年間保存し、町長から提示の請求があったときは、計量証明書を提出しなければならない。

(使用開始等の届出)

第17条 条例第15条第1項の規定による公共下水道の使用の開始、休止、廃止、再開又は変更の届出は、それぞれ次によらなければならない。

(1) 開始 紫波町下水道排水設備等工事完了届兼検査願・紫波町下水道使用開始届

(2) 休止、廃止、再開又は変更 紫波町下水道使用(休止・廃止・再開・変更)届(様式第7号)

(使用者の異動の届出)

第18条 条例第16条の規定による使用者の異動の届出は、紫波町下水道使用者異動届(様式第8号)によらなければならない。

(水道水を使用している場合の届出)

第19条 前2条の規定にかかわらず、使用している水が水道水の場合の下水道施設の使用の開始、休止、廃止若しくは再開又は使用者の異動の届出は、紫波町水道事業の設置等に関する条例第28条の規定による水道水の使用に係るこれらに相当する届出等をもってこれらの届出があったものとみなす。

(使用料の納入期限)

第20条 条例第17条第3項の町長が別に定める日は、納入通知書の発行された日の属する月の末日とする。

(汚水排除量の認定)

第21条 条例第20条第1項各号の規定による排除した汚水の量の認定は、次のとおりとする。

(1) 水道水以外の水を使用した場合 1人1月4立方メートルの水量とする。ただし、1月の使用日数が16日に満たないときは、1人1月2立方メートルの水量とする。

(2) 水道水以外の水を家事用以外に使用した場合 計量装置によるほか、使用人数、業態、水の使用状況その他の事実を勘案して定める水量とする。

(汚水排除量の申告)

第22条 条例第20条第2項の規定による排除した汚水の量の申告は、紫波町下水道汚水排除量申告書(様式第9号)によるほか、給排水の系統を明らかにした給排水管系統図、認定にかかるメーターの設置場所を示す書類その他関係書類を添付して、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する申告書の提出があったときは、その内容を審査し、紫波町下水道汚水排除量認定通知書(様式第10号)により通知するものとし、翌使用月から認定する。

(公共下水道の受益者の地積)

第 23 条 条例第 25 条の受益者が負担する負担金等の額の算定基準となる受益者の地積は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 10 号に規定する土地課税台帳その他の公簿によるものとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、実測その他の方法によるものとする。

(受益者の申告)

第 24 条 条例第 26 条の規定により公告された区域内の受益者は、町長の定める日までに紫波町下水道事業受益者申告書（様式第 11 号）を町長に提出しなければならない。この場合において、当該受益者が条例第 2 条第 14 号ただし書に規定する者であるときは、土地の所有者と連署しなければならない。

2 同一の土地について 2 人以上の受益者があるときは、そのうちから代表者 1 人を定め、当該代表者が代表者であることを証する書類を添えて、前項に規定する申告書を町長に提出しなければならない。

(不申告等の取扱い)

第 25 条 町長は、前条若しくは第 38 条第 1 項に規定する申告書の提出がないとき、又は申告書の内容が事実と異なると認めるときは、申告書の内容によらないで申告すべき事項を認定するものとする。

(負担金等の額の通知)

第 26 条 条例第 27 条第 3 項の規定による通知は、紫波町公共下水道事業負担金等決定通知書（様式第 12 号）によるものとする。

(負担金等の分割納付)

第 27 条 条例第 27 条第 4 項の規定により分割して納付する各年度の負担金等の額は、受益者が納付すべき負担金等の総額に 5 分の 1 を乗じて得た額とし、100 円未満の端数があるときは、これを第 1 年度の額に合算する。

2 受益者が負担金等を納付するときは、紫波町公共下水道事業負担金等納入通知書（様式第 13 号）によらなければならない。

(負担金等の一括納付)

第 28 条 条例第 27 条第 4 項ただし書の一括納付とは、受益者が第 26 条の規定により通知された負担金等について、初年度第 1 期に全額を納付することをいう。

2 受益者が負担金等の一括納付をする場合は、紫波町公共下水道事業負担金等一括納入通知書兼領収書（様式第 14 号）によらなければならない。

(分割納付による端数の処理)

第 29 条 条例第 27 条第 5 項に規定する各納期に納付すべき負担金等の額は、当該年度に納付すべき負担金等の額を同項の納期の数で除して得た額とし、100 円未満の端数があるときは、これを第 1 期の額に合算する。

(過誤納金)

第 30 条 町長は、過誤納に係る負担金、条例第 66 条に定める使用料等又は延滞金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。ただし、当該使用者又は受益者（以下「使用者等」という。）の未納に係る徴収金があるときは、過誤納金をその未納に係る徴収金に充当することがある。

2 町長は、過誤納金を還付し、又は充当するときは、その使用者等に対して紫波町下水道使用料等過誤納金還付（充当）通知書（様式第 15 号）により通知するものとする。

（還付加算金）

第 31 条 町長は、前条第 1 項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、当該過誤納金の納付された日の翌日から還付のための支出を決定した日又は充当した日までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセント（支出を決定した日において、地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合が年 7.3 パーセントを下回る場合は、特例基準割合とする。）の割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付し、又は充当する金額に加算する。

第 32 条 受益者は、町の区域内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しないとき、又は有しなくなる時その他町長が必要があると認め請求したときは、町の区域内に住所等を有する者のうちから納付管理人（受益者に代わって負担金等の納付に必要な事項を処理する者をいう。以下同じ。）を定め、紫波町下水道事業受益者負担金（分担金）納付管理人申告書（様式第 16 号）を町長に提出しなければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときも同様とする。

（負担金等の繰上徴収）

第 33 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に確定した負担金等で納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前であっても、繰り上げて徴収することがある。

- （1） 受益者の財産について強制換価手続（地方税法第 13 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する強制換価手続をいう。）が開始されたとき。
- （2） 受益者が死亡した場合において、その相続人が限定相続をしたとき。
- （3） 受益者である法人が解散したとき。
- （4） 受益者が町の区域内に住所等を有しない場合で、納付管理人を定めないとき。
- （5） 受益者が偽りその他不正の手段により負担金等の納付を免れ、又は免れようとしたと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により負担金等を繰り上げて徴収しようとするときは、紫波町下水道事業受益者負担金（分担金）納期限変更通知書（様式第 17 号）により、その旨を受益者に通知するものとする。

（負担金等の徴収猶予）

第 34 条 条例第 29 条の規定により負担金等の徴収猶予を受けようとする受益者は、紫波町下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予申請書（様式第 18 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、別表第 1 に定める紫波町下水道事業受益者負担金及び分担金徴収猶予基準に基づき、その内容を審査し、適否を決定し、その結果を紫波町下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予決定通知書（様式第 19 号）により、申請をした受益者に通知するものとする。

3 負担金等の徴収猶予を受けた受益者は、徴収猶予の理由が消滅したときは、速やかに紫波町下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予消滅届（様式第 20 号）を町長に提出しなければならない。

(徴収猶予の解除)

第 35 条 前条第 2 項の規定により負担金等の徴収猶予を受けた受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その徴収猶予を解除することができる。

- (1) 徴収猶予を受けた受益者の財産の状況その他の事情の変化により、その徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
 - (2) 第 33 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、徴収猶予をした期限までに、その徴収猶予に係る負担金等の全額を徴収することができないと認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により徴収猶予を解除したときは、紫波町下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予解除通知書（様式第 21 号）により、徴収猶予を受けていた受益者に通知するものとする。

(受益者の変更)

第 36 条 条例第 30 条の規定による受益者の変更があったときは、変更のあった日から 10 日以内に紫波町下水道事業受益者（設置対象者）変更申告書（様式第 22 号）を町長に提出しなければならない。この場合において、新たに受益者となった者が条例第 2 条第 1 項第 14 号ただし書に規定する受益者であるときは、土地の所有者が連署しなければならない。

- 2 新たに受益者となった者に係る負担金等の額等の通知は第 26 条の規定を、当該負担金等の納入の通知は第 30 条の規定を準用する。
- 3 前項の通知をした場合において、従前の受益者の負担義務は、その通知した額の範囲内において消滅する。

(住所の変更)

第 37 条 受益者又は納付管理人は、住所等を変更したときは、速やかに紫波町下水道事業受益者（納付管理人）住所等変更申告書（様式第 23 号）を町長に提出しなければならない。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設及び終末処理場)

第 37 条の 2 条例第 30 条の 3 第 3 号に規定する規則で定める排水施設及び終末処理場は、次のいずれかに該当する排水施設及び終末処理場とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が、次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 6 条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が 2 度以下であること。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第 2 号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）第 4 条の 3 第 2 項に規定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置)

第 37 条の 3 条例第 30 条の 3 第 5 号に規定する規則で定める措置は、排水施設及び終末処理場について次項に規定する耐震性能を確保するために講ずるべき措置として次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は終末処理場の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第 4 号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化又は砕石による埋戻し、杭基礎の強化その他の有効な液状化の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は終末処理場の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化、地下連続壁の設置その他の有効な側方流動の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は終末処理場の伸縮その他の変形により当該排水施設又は終末処理場に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、排水施設又は終末処理場に用いられる材料、排水施設又は終末処理場の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、重要な排水施設(地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に 2 次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設)及び終末処理場については次に掲げるとおりとし、重要な排水施設以外の排水施設については第 1 号のとおりとする。

- (1) レベル 1 地震動(排水施設及び終末処理場の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。)に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、排水施設及び終末処理場の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- (2) レベル 2 地震動(排水施設及び終末処理場の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。)に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、重要な排水施設及び終末処理場の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(排水管内径及び排水渠の断面積の数値)

第 37 条の 4 条例第 30 条の 4 第 1 号に規定する規則で定める数値は、排水管内径については 100 ミリメートル(自然流下によらない排水管については 30 ミリメートル)とし、排水渠の断面積については 5,000 平方ミリメートルとする。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置)

第 37 条の 5 条例第 30 条の 5 第 2 号及び第 30 条の 7 第 6 号に規定する規則で定める措置は、排ガス処理設備の設置、排液を水処理施設に送水する導管の設置、残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするために必要と認められる措置とする。

第3章 農業集落排水施設

(農集分担金の額等の通知)

第38条 条例第34条第2項の規定による通知は、紫波町下水道事業分担金決定通知書(様式第24号)によるものとする。

(農集分担金の一括納付の申出)

第39条 条例第35条第1項ただし書に規定する申出は、紫波町下水道事業受益者申告書によるものとする。

(農集分担金の納付)

第40条 受益者が農集分担金を納付する場合は、分割納付のときにあつては紫波町下水道事業分担金納入通知書(様式第25号)によるものとし、一括納付のときにあつては紫波町下水道事業分担金一括納入通知書兼領収書(様式第26号)によるものとする。

(受益者の変更があつた場合の取扱い)

第41条 受益者の変更があつたときは、変更のあつた日から10日以内に紫波町下水道事業受益者(設置対象者)変更申告書を町長に提出しなければならない。

2 受益者に変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の、一方又は双方が、その旨を町長に届け出たときは、新たに受益者になつた者が当該変更の日をもって従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該変更の日までにおいて、納付すべき納期に至っている農集分担金は、従前の受益者が納付するものとする。

3 転居その他の事由により受益者でなくなつた者に係る既納の農集分担金は、これを返還しないものとする。

(準用規定)

第42条 第7条から第12条まで(排水設備に関する規定)、第17条から第22条まで(下水道施設の使用に関する規定)並びに第24条第1項前段、第30条から第35条まで及び第37条(分担金に関する規定)の規定は、農業集落排水施設について準用する。

2 前項の場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条	条例第7条第1項又は第2項	条例第32条第1項又は第2項
第11条及び第12条	条例第10条	条例第36条において準用する条例第10条
第17条	条例第15条第1項	条例第36条において準用する条例第15条第1項
	公共下水道	農業集落排水施設
第18条	条例第16条	条例第36条において準用する条例第16条
第20条	条例第17条第3項	条例第36条において準用する条例第17条第3項

第 21 条	条例第 20 条第 1 項各号	条例第 36 条において準用する条例第 20 条第 1 項各号
第 22 条	条例第 20 条第 2 項	条例第 36 条において準用する条例第 20 条第 2 項
第 24 条第 1 項前段	条例第 26 条	条例第 31 条
第 30 条、第 32 条及び第 33 条	負担金等	農集分担金
第 34 条	条例第 29 条	条例第 36 条において準用する条例第 29 条
	負担金等	農集分担金
第 35 条	負担金等	農集分担金

第 4 章 小規模集合排水処理施設

(準用規定)

第 43 条 第 7 条から第 12 条まで（排水設備に関する規定）、第 17 条から第 22 条まで（下水道施設の使用に関する規定）並びに第 24 条第 1 項前段、第 30 条から第 35 条まで及び第 37 条から第 41 条まで（分担金に関する規定）の規定は、小規模集合排水処理施設について準用する。

2 前項の場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 9 条	条例第 7 条第 1 項又は第 2 項	条例第 41 条において準用する条例第 32 条第 1 項又は第 2 項
第 11 条及び第 12 条	条例第 10 条	条例第 41 条において準用する条例第 10 条
第 17 条	条例第 15 条第 1 項	条例第 41 条において準用する条例第 15 条第 1 項
	公共下水道	小規模集合排水処理施設
第 18 条	条例第 16 条	条例第 41 条において準用する条例第 16 条
第 20 条	条例第 17 条第 3 項	条例第 41 条において準用する条例第 17 条第 3 項
第 21 条	条例第 20 条第 1 項各号	条例第 41 条において準用する条例第 20 条第 1 項各号
第 22 条	条例第 20 条第 2 項	条例第 41 条において準用する条例第 20 条第 2 項
第 24 条第 1 項前段	条例第 26 条	条例第 37 条
第 30 条、第 32 条及び第 33 条	負担金等	小規模分担金
第 34 条	条例第 29 条	条例第 41 条において準用する条例第 29 条
	負担金等	小規模分担金
第 35 条	負担金等	小規模分担金
第 38 条	農集分担金	小規模分担金
第 39 条	条例第 35 条第 1 項ただし書	条例第 40 条第 1 項ただし書
第 40 条及び第 41 条	農集分担金	小規模分担金

第5章 管理型浄化槽

(設置申請)

第44条 条例第43条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を添えて、紫波町管理型浄化槽設置承認申請書(様式第27号)によらなければならない。

- (1) 浄化槽を設置する土地の位置図及び住宅等又は事業所等の配置図
- (2) 排水設備を設ける住宅等又は事業所等の平面図
- (3) その他町長が必要と認める書類

(管理型浄化槽の設置基準)

第45条 条例第43条第2項に規定する設置基準は、次に定めるところによる。

- (1) 浄化槽を設置する土地の形状に著しく高低差がないこと。
- (2) 浄化槽の処理水は、自然流下方式で排水路等に放流できるものとする。
- (3) 浄化槽の基数は、住宅等及び事業所等1戸につき原則1基とすること。

2 浄化槽の規模は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(平成12年1月25日付厚生省水道環境部環境整備課浄化槽対策室調査総務係長事務連絡)によるものとする。

(設置等の通知)

第46条 条例第43条第2項の規定による通知は、紫波町管理型浄化槽設置承認(不承認)決定通知書(様式第28号)によるものとする。

(設置工事計画書)

第47条 条例第44条第1項の設置工事計画は、紫波町管理型浄化槽設置工事(変更)計画書(様式第29号)によるものとする。

2 条例第44条第1項の承諾は、紫波町管理型浄化槽設置工事(変更)計画承諾書(様式第30号)によらなければならない。

3 条例第44条第3項の規定による申請は、紫波町管理型浄化槽設置工事計画変更申請書(様式第31号)によらなければならない。

(土地の貸借契約)

第48条 条例第45条に規定する土地の貸付けは、紫波町管理型浄化槽設置土地使用貸借契約書(様式第32号)によるものとする。

(設置完了)

第49条 条例第46条の規定による通知は、紫波町管理型浄化槽設置工事完了通知書(様式第33号)によるものとする。

(協定)

第 50 条 町長は、設置対象者の協力を得て、条例第 47 条第 1 項に規定する排水設備等の設置の促進を図り、並びに条例第 51 条及び条例第 53 条に規定する負担等を明確にするために、紫波町管理型浄化槽の設置に関する協定書（様式第 34 号）により協定を締結するものとする。

(浄化槽分担金及び増嵩経費の徴収)

第 51 条 条例第 48 条第 3 項の規定による通知は、紫波町管理型浄化槽分担金納付通知書（様式第 35 号）によるものとする。

2 浄化槽分担金及び増嵩経費は、納入通知書により徴収する。

(既設浄化槽の移設等)

第 52 条 条例第 53 条の規定により管理型浄化槽を修繕し、移設し、又は撤去しようとする住宅所有者等、使用者及び地権者等は、速やかに紫波町管理型浄化槽移設等承認申請書（様式第 36 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

(既設浄化槽の寄附)

第 53 条 条例第 54 条第 1 項の規則に定める浄化槽とは、次に該当するものとする。

- (1) 第 2 条各号に該当すること。
- (2) 耐用年数が、相当程度残っていること。
- (3) 維持管理が適正に行われていること。

2 前項に規定する浄化槽の寄附をしようとする者は、第 44 条各号に掲げる書類を添付して、紫波町管理型浄化槽事業寄附採納願（様式第 37 号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する寄附採納願があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、紫波町管理型浄化槽事業寄附採納通知書（様式第 38 号）により通知するものとする。

(地位の承継)

第 54 条 条例第 55 条第 2 項の規定による届出は、紫波町管理型浄化槽に関する地位承継届（様式第 39 号）によらなければならない。

(準用規定)

第 55 条 第 7 条、第 8 条、第 11 条及び第 12 条（排水設備に関する規定）、第 17 条から第 20 条まで（下水道施設の使用に関する規定）並びに第 30 条から第 33 条まで（浄化槽分担金に関する規定）の規定は、管理型浄化槽について準用する。

2 前項の場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 11 条及び第 12 条	条例第 10 条	条例第 57 条において準用する条例第 10 条
第 17 条	条例第 15 条第 1 項	条例第 57 条において準用する条例第 15 条第 1 項
	公共下水道	管理型浄化槽
第 18 条	条例第 16 条	条例第 57 条において準用する条例第 16 条
第 20 条	条例第 17 条第 3 項	条例第 57 条において準用する条例第 17 条第 3 項
第 30 条、第 32 条及び第 33 条	負担金等	浄化槽分担金

第 6 章 雑則

(行為の許可の申請)

第 56 条 条例第 59 条第 2 項の規則で定める申請書は、紫波町下水道施設物件設置（変更）許可申請書（様式第 40 号）とする。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を紫波町下水道施設物件設置許可（不許可）通知書（様式第 41 号）により申請した者に通知するものとする。

3 前項に規定する許可の通知を受けた者は、その行為を終了したときは、速やかにその旨を町長に届け出て検査を受けなければならない。

(占用許可の申請)

第 57 条 条例第 61 条第 1 項の許可を受けようとする者は、紫波町下水道施設占用許可申請書（様式第 42 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を明らかにした書類を添付しなければならない。

- (1) 占用物件の設置場所付近の現況平面図
- (2) 占用面積実測図
- (3) 占用物件の設計書、構造及び仕様書
- (4) 占用しようとする場所が隣接する土地若しくは建物の所有者若しくは占有者と利害関係があると認められる場合又はその周辺に居住する者の同意が必要であると認められる場合においては、それらの同意書
- (5) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第 1 項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を紫波町下水道施設占用許可（不許可）通知書（様式第 43 号）により申請した者に通知するものとする。

(原状回復)

第 58 条 条例第 65 条の規定により原状に回復する事由が発生したときは、その事由の発生した日から 10 日以内に原状に回復し、町長の検査を受けなければならない。

(使用料等の督促等)

第 59 条 条例第 66 条に規定する督促手数料及び延滞金の通知は、紫波町下水道使用料等（督促手数料、延滞金）督促状兼領収書（様式第 44 号）によるものとする。

（使用料等、督促手数料又は延滞金の減免）

第 60 条 条例第 67 条の規定により使用料等、督促手数料又は延滞金の減免を受けようとする者は、紫波町下水道使用料等（督促手数料、延滞金）減免申請書（様式第 45 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書があったときは、別表第 2 に掲げる紫波町下水道使用料等、督促手数料又は延滞金減免基準に基づき、その内容を審査し、適否を決定し、その結果を紫波町下水道使用料等（督促手数料、延滞金）減免許可（不許可）通知書（様式第 46 号）により、申請者に通知するものとする。

3 受益者負担金又は分担金の減免を受けた者は、減免の理由が消滅したときは、速やかに紫波町下水道事業受益者負担金（分担金）減免理由消滅届（様式第 47 号）により、町長に届け出なければならない。

（代理人）

第 61 条 条例第 68 条の規定による届出は、紫波町下水道排水設備代理人（変更）届（様式第 48 号）によらなければならない。

（下水道施設付近の掘削）

第 62 条 条例第 69 条の許可は、紫波町下水道施設付近地掘削許可申請書（様式第 49 号）によらなければならない。

（補則）

第 63 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1）紫波町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和 61 年紫波町規則第 7 号）

（2）紫波町農業集落排水施設条例施行規則（平成 5 年紫波町規則第 20 号）

（3）紫波町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成 5 年紫波町規則第 21 号）

（4）紫波町管理型浄化槽条例施行規則（平成 18 年紫波町規則第 8 号）

（経過措置）

3 この規則の施行の際、現に前項の規定による廃止前の紫波町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則によってした処分、手続その他の行為は、紫波町下水道条例施行規則の相当規定によってしたものとみなす。

4 この規則の施行の際、現に附則第 2 項の規定による廃止前の紫波町農業集落排水施設条例施行規則によってした処分、手続その他の行為は、紫波町下水道条例施行規則の相当規定によってしたものとみなす。

5 この規則の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の紫波町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則によってした処分、手続その他の行為は、紫波町下水道条例施行規則の相当規定によってしたものとみなす。

6 この規則の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の紫波町管理型浄化槽条例施行規則によってした処分、手続その他の行為は、紫波町下水道条例施行規則の相当規定によってしたものとみなす。

(紫波町水洗便所改造資金利子補給規則の一部改正)

7 紫波町水洗便所改造資金利子補給規則(昭和61年紫波町規則第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成24年12月19日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(還付加算金に関する経過措置)

2 改正後の第31条の規定は、還付加算金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

別表第1(第34条関係)

紫波町下水道事業受益者負担金及び分担金徴収猶予基準

適用区分	徴収猶予の対象	徴収猶予の期間	徴収猶予の額	備考
1 公共下水道事業	(1) 受益を受ける土地が係争地するとき。	受益者の決定(判定)までの期間	全額	
	(2) 受益を受ける土地が農地等(田、畑、山林、原野等の現況にある土地)のとき。	宅地として使用できるまでの期間	全額	
	(3) 災害又は盗難の被害を受けたとき。	町長が認定する期間	負担金等を納付することができないと認められる金額を限度として町長が認定する額	公的機関が発行する証明の得られるもの
	(4) 受益者又は受益者と生計を一にする親族であって病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	町長が認定する期間	町長が認定する額	医師の診断書を得られるもの
	(5) その他特別の事情があると町長が認めるとき。	町長が認定する期間	町長が認定する額	
2 農業集落排水事業又は小規模集合排水処理事業	(1) 災害又は盗難の被害を受けたとき。	1年以内で町長が認定する期間	町長が認定する額	公的機関が発行する証明の得られるもの

	(2) 受益者又は受益者と生計を一にする親族であって病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	1年以内で町長が認定する期間	町長が認定する額	医師の診断書を得られるもの
	(3) その他特別の事情があると町長が認めるとき。	1年以内で町長が認定する期間	町長が認定する額	町長が必要とする書類

別表第2 (第60条関係)

紫波町下水道使用料等、督促手数料又は延滞金減免基準

区分	減免の対象	減免の率	添付する書類
1 下水道使用料、督促手数料、延滞金又は占用料	(1) 町長が特に必要があると認める者	町長が認定する率	町長が必要と認める書類
2 公共下水道事業負担金等	(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者		
	ア 病院の用地	25%	
	イ 有料の職員宿舎の用地	25%	
	ウ 無料の職員宿舎の用地	50%	
	エ 一般庁舎の用地	50%	
	オ 教育施設の用地	75%	
	カ 社会教育施設の用地	75%	
	キ 社会福祉施設の用地	75%	
	ク 児童福祉施設の用地（施設を無償で使用させる場合は賦課しない。）	75%	
	ケ 警察法務収容施設の用地	75%	
	コ 消防、水防施設の用地	100%	
	サ 道路、河川及び公園の用地	100%	
		(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している建築物又は土地	25%
	(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを決定している土地	100%	
	(4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び紫波町文化財保護条例（昭和52年紫波町条例第25号）により指定された文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の敷地	100%	
	(5) 下水道事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した者が受益者である土地	町長が認定する率	
	(6) 公の生活扶助を受けている者が受益者である土地	100%	公の証明書
	(7) 公の生活扶助を受けている受益者に準ずる特別の事情があると認められる者が受益者である土地	町長が認定する率	公の証明書
	(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する施設（管理者又は職員等の住居に使用する施設を除く。）の用地	75%	

	(9) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設の用地（管理人等が住居に使用する建物の敷地を除く。）	75%	
	(10) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人が境内地として所有し、又は借用している土地	50%	
	(11) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項及び第6項に規定する施設の用地	100%	
	(12) 地域の自治的団体が共用に供する施設の用地 ア 公民館、集会所等の施設の用地 イ 消防器具、備品等の格納施設の用地	100% 100%	
	(13) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者が所有する鉄道用地 ア 駅及びプラットホームの用地 イ 軌道用地 ウ 踏切及び駅前広場の用地	25% 75% 100%	
	(14) 公共性のある土地で公道に準ずると認められる私道及び水路	100%	
	(15) その他町長が特に減免する必要があると認めた土地	町長が認定する率	町長が必要と認める書類
3 農集分担金 又は小規模分担金	(1) 国又は地方公共団体が公用に供する施設 ア 一般庁舎 イ 国、県の出先機関 ウ 教育施設 エ 社会教育施設 オ 社会福祉施設 カ 児童福祉施設 キ 公園施設	50% 75% 75% 75% 75% 75% 100%	
	(2) 公の生活扶助を受けている受益者	100%	
	(3) 公の生活扶助を受けている受益者に準ずる特別の事情があると認められる受益者	町長が認定する率	
	(4) 学校教育法第1条に規定する学校で、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する施設（管理者又は職員等の住居に使用する施設を除く。）	75%	
	(5) 社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設の用地（管理人等が住居に使用する建物の敷地を除く。）	75%	
	(6) 地域の自治的団体が共用に供する施設 ア 公民館、集会所等の施設 イ 消防器具、備品等の格納施設	100% 100%	
	(7) その他町長が特に減免する必要があると認めた受益者	町長が認定する率	町長が必要と認める書類
4 管理型浄化槽分担金	(1) 公の生活扶助を受けている者	100%	公の証明書
	(2) 公の生活扶助を受けている設置対象者に準ずる特別の事情があると認められる者	町長が認定する率	公の証明書

	(3) 地域の自治的団体が共用に供する施設		
	ア 公民館、集会所等の施設	100%	
	イ 消防器具、備品等の格納施設	100%	
	(4) その他町長が特に減免する必要があると認めた者	町長が認定する率	町長が必要と認める書類

様式第1号（第9条関係）

紫波町下水道排水設備等確認（変更）申請書				
				年 月 日
紫波町長 氏 名 様		申請者 住所 氏名 ⑤ 電話（ ） ー		
排水設備等の確認（変更）を受けたいので、申請します。				
設置場所	紫波町			
対象となる事業	1 公共下水道	2 農業集落排水	3 小規模集合排水	
農集施工区分	1 共同施工	2 同時施工	3 個人施工	
土地所有者の承諾	住所 氏名 ⑤			
排水設備所有者の承諾	住所 氏名 ⑤			
工事種別	排水設備	1 新設 2 増設 3 改造 4 浄化槽切換（補助・非補助）		
	水洗便所	1 新設 2 増設 3 改造 4 浄化槽切換（補助・非補助）		
	除害施設	1 新設 2 増設 3 改造		
	建築種別	1 新築 2 改築		
区分	種別	住宅 営業（ ）	特定施設	有 無
使用水	水道水	量水器番号 第 号		水道使用者番号
	自家水	使用人数	認定方法	使用人数 量水器設置
工事着手予定年月日	年 月 日	工事完成予定年月	年 月 日	
指定工事店	住所 氏名 ⑤			
責任技術者	住所 氏名 ⑤			
確認番号 第 号 上記の申請を確認しました。 年 月 日 <div style="text-align: right;">紫波町長 氏 名 ⑤</div>				

(注) 提出部数は2部とすること。

(A4)

様式第2号（第11条関係）

紫波町下水道排水設備等工事完了届兼検査願・紫波町下水道使用開始届

年 月 日

紫波町長 氏 名 様

申請者 住所
氏名
電話（ ） ー ⑩

排水設備等の工事が完了したので、届け出ます。

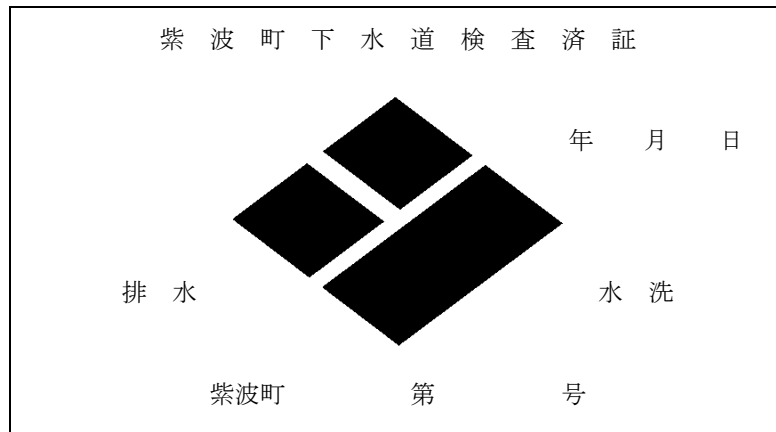
設 置 場 所	紫波町		
対 象 と な る 事 業	1 公共下水道 2 農業集落排水 3 小規模集合排水 4 管理型浄化槽		
確 認 ・ 承 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
工 事 種 別	1 新設 2 増設 3 改造 4 浄化槽切換（補助・非補助）		
建 築 物 種 別	1 新築 2 既存		
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日		
指 定 工 事 店		責任技術者	
検査予定日（希望）	年 月 日	午前・午後	時 分
（調整）	年 月 日	午前・午後	時 分

下水道の使用を開始したいので、届け出ます。

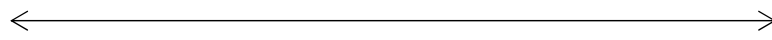
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日		
種 類	住宅等 事業所等		
建 物 用 途	1 専用住宅 2 共同住宅 3 自治公民館等 4 事務所 5 作業所等 6 店舗 7 老人ホーム 8 教育施設 9 児童福祉施設 10 兼用住宅（住宅以外の用途）		
使 用 者 氏 名	使 用 人 員	量 水 器 番 号	自 家 水 道 使 用 者 番 号
	人	号	人
自 家 水 使 用 箇 所	1 台所 2 風呂 3 洗濯 4 手洗い・洗面 5 水洗便所		
浄 化 槽 の 大 き さ	人槽		
備 考			

A4)

様式第3号 (第12条関係)



3.5センチメートル

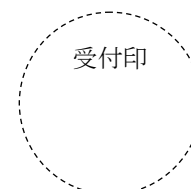


5.0センチメートル

様式第4号（第13条関係）

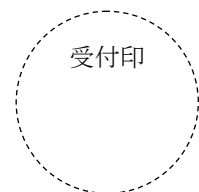
<p>紫波町公共下水道特別設置申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>紫波町長 熊谷 泉 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話 () — ⑩</p> <p>次のとおり公共下水道のます及び取付管の新設等を特別に設置したいので、紫波町下水道条例施行規則第13条の規定により申請します。</p>			
設置場所	紫波町		
工事種類	1 新設 2 増設 3 改築 4 その他 ()		
設置理由			
排水種別	1 汚水 2 雨水		
路面種類	1 砂利道 2 舗装道路	幅員	m
<p>設置条件</p> <p>1 公共下水道のます及び取付管の設置工事費は、 が負担します。</p> <p>2 公共下水道のます及び取付管は、町の検査完了後、町に無償で譲渡します。</p> <p>3 公共下水道のます及び取付管の設置場所は、原則として変更はしません。</p> <p>4 用地に係る使用料、補償費等の請求は、一切しません。</p>			

注 設置場所の見取図を添付すること。



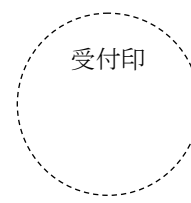
様式第7号（第17条関係）

紫波町下水道使用休止（廃止・再開・変更）届			
紫波町長 熊谷 泉 様			年 月 日
申請者 住所 氏名 電話（ ）		④ —	
下水道の使用の休止（廃止・再開・変更）をしたいので、紫波町下水道条例施行規則第17条第2号（第42条、第43条及び第55条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。			
設 置 場 所	紫波町		
対 象 と な る 事 業	1 公共下水道 2 農業集落排水 3 小規模集合排水 4 管理型浄化槽		
確 認 ・ 承 認 号 番	第 号		
種 類	1 住宅等 2 事業所等	特 定 施 設	有 ・ 無
建 物 用 途	1 専用住宅 2 共同住宅 3 自治公民館等 4 事務所 5 作業所等 6 店舗等 7 老人ホーム 8 教育施設 9 児童福祉施設 10 兼用住宅（住宅以外の用途）		
使 用 者	住所 氏名		
使 用 人 員	人		
使 用 水	水 道 水	量水器番号 第 号	水道使用者番号
	自 家 水	使用人数 人	認定方法 使用人数 量水器設置
浄 化 槽 の 大 き さ	人槽		
異 動 年 月 日	年 月 日		
異 動 理 由			
排 水 設 備 の 撤 去	有 ・ 無	公共ますとの 接続部の処置	
備 考			



様式第8号 (第18条関係)

紫波町下水道使用者異動届	
紫波町長 熊谷 泉 様	年 月 日
	申請者 住所 氏名 電話 () ー ⑩
下水道の使用者に異動がありましたので、紫波町下水道条例施行規則第18条(第44条、第45条及び第57条において準用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。	
設 置 場 所	紫波町
対 象 と な る 事 業	1 公共下水道 2 農業集落排水 3 小規模集合排水 4 管理型浄化槽 (人槽)
承 認 ・ 確 認 番 号	第 号
水 道 使 用 者 番 号	
旧 使 用 者 氏 名	
異 動 年 月 日	年 月 日
異 動 理 由	
備 考	



様式第9号（第22条関係）

紫波町下水道汚水排除量申告書		年 月 日
紫波町長 熊谷 泉 様		申請者 住所 氏名 () ① 電話 () —
次のとおり、汚水排除量を申告します。		
設 置 場 所	紫波町	
対 象 と な る 事 業	1 公共下水道 2 農業集落排水 3 小規模集合排水	
確 認 番 号	第 号	
水 道 使 用 者 番 号		
一 般 家 庭	世 帯 人 員	人
	使 用 状 況	1 自家水 2 水道水 3 自家水・水道水併用
	汚 水 排 除 量	1 か月 m ³
営 業	営 業 場 所	
	営 業 内 容	
	1 時間当たり揚水量	m ³
	汚 水 排 除 量	1 か月 m ³
備 考		

※次の欄は記入しないこと。

認 定 欄	
-------------	--

注 上記の申告した内容に変更が生じた場合は、その旨を遅滞なく届け出ること。

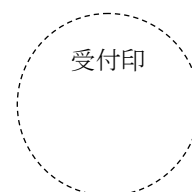


(A4)

紫波町下水道施設物件設置 (変更) 許可申請書 年 月 日 紫波町長 熊谷 泉 様 申請者 住所 氏名 ㊟ 電話 () ー 紫波町下水道条例第 59 条第 1 項の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により申請します。	
事業区分	1 公共下水道 2 農業集落排水 3 小規模集合排水
設置目的	
設置場所	紫波町
設置又は施設の構造	
工事の実施方法	
設置面積及び延長	面積 m^2 延長 m
設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで
工事施工者	住所 氏名

注 申請書に次の書類を添付すること。

- (1) 物件を設置する場所を表示した位置図
- (2) 物件の配置を表示した平面図
- (3) 物件の断面を表示した図面
- (4) 物件の構造の詳細を表示した図面

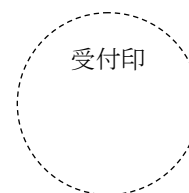


(A4)

<p>紫波町下水道施設占用許可申請書</p>	
<p>紫波町長 熊谷 泉 様</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話 () — ⑩</p>
<p>下水道の敷地、排水施設を占用したいので、紫波町下水道条例第 61 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。</p>	
事 業 区 分	1 公共下水道 2 農業集落排水 3 小規模集合排水
占 用 場 所	紫波町
占 用 目 的	
占 用 方 法	
占 用 面 積	㎡
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 設 構 造	
施 工 方 法	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
復 旧 方 法	指示のとおり
占 用 料	指示のとおり

注 申請書に次の書類を添付すること。

- (1) 占用物件設置場所付近の現況平面図
- (2) 占用面積実測図
- (3) 占用物件の設計書、構造及び仕様書
- (4) 利害関係者等の同意書



紫波町下水道施設付近地掘削許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 紫波町長 熊谷 泉 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 住所 氏名 ④ 電話 () —</div> 紫波町下水道条例第 69 条の規定により次のとおり申請します。	
対 象 と な る 事 業	1 公共下水道 2 農業集落排水 3 小規模集合排水
掘 削 場 所	紫波町
掘 削 目 的	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施工者の住所及び氏名	住所 氏名
掘 削 規 模	
下 水 道 の 保 護 措 置	
備 考	

注 申請書に次の書類を添付すること。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 断面図



紫波町排水設備工事指定店規則

(昭和61年3月21日 規則第8号)
改正 平成元年3月28日規則第18号
平成8年3月29日規則第10号
平成10年3月31日規則第12号
平成12年3月30日規則第10号
平成18年7月14日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、紫波町下水道条例（昭和60年紫波町条例第13号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、排水設備工事指定店（以下「工事指定店」という。）及び排水責任技術者（以下「責任技術者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事指定店の適格要件)

第2条 工事指定店の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 営業に適する店舗を本県内に有すること。
- (2) 設備技術者が1人以上専属していること。
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (4) 紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例（平成18年紫波町条例第4号）第2条第2項に規定する町税等を滞納していないこと。
- (5) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ないものに該当しないこと。
- (6) 工事指定店の指定取消処分を受けた場合は、その処分のあつた日から2年以上経過していること。
- (7) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

(指定の申請)

第3条 工事指定店の指定を受けようとする者は、排水設備工事指定店申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書又は外国人登録済証（法人にあつては代表者）
- (2) 履歴書（法人にあつては代表者）
- (3) 身分証明書（法人にあつては代表者）
- (4) 商業登記簿謄本及び定款の写し（法人に限る）
- (5) 専属する責任技術者の名簿（様式第2号）及び雇用関係を証する書類
- (6) 排水設備責任技術者証の写し
- (7) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- (8) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (9) その他町長が必要と認める書類

(指定の有効期間)

第4条 工事指定店の指定の有効期間は、当該指定を受けた日から5年とする。ただし、町長が必要があると認めるときは、その有効期間を5年未満の期間に限定することができる。

(継続指定の申請)

第5条 工事指定店は、前条の有効期間満了後も引き続いて指定を受けようとするときは、その有効期間の満了の日30日前までに排水設備工事指定店継続申請書(様式第2号)に第3条に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(工事指定店の指定)

第6条 町長は、第3条及び前条の申請を受けたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認められた者については、排水設備工事指定店証(様式第3号。以下「工事指定店証」という。)を交付する。

2 前項の工事指定店証は、店舗の見やすいところに掲示しなければならない。

3 指定工事店は、工事指定店証をき損又は紛失したときは、直ちに排水設備工事指定店証再交付申請書(様式第4号)を町長に提出して再交付を受けなければならない。

(工事の施行範囲)

第7条 工事指定店の施行する工事の範囲は、町が設置する公共下水道のますその他の排水施設までに至る排水設備及びこれに接続する除害施設とし、工事の種類は、新設、増設、改築、修繕及び撤去の工事とする。ただし、町長が必要があると認めた場合は、工事の範囲を変更することができる。

(工事の検査)

第8条 工事指定店が前条に規定する工事を完了したときは、責任技術者が立会いし、町長の検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の検査に合格した工事指定店に排水設備工事完了検査合格証(様式第5号)を交付するものとする。

3 町長は、第1項の検査の結果、下水道法(昭和33年法律第79号)その他の法令等に適合しない箇所があった場合には、当該工事指定店の責任において直ちに補正することを命ずるものとする。

(工事の保証義務)

第9条 工事の検査の合格後、1年以内に生じた故障については、当該工事をした工事指定店の負担により、これを修繕しなければならない。ただし、天災地変又は使用者の故意若しくは過失によるものと認めるときは、この限りでない。

(工事指定店の義務)

第10条 工事指定店は、次に掲げる義務を負うほか、法令、条例及び条例に基づく規則に従い誠実に工事を施行しなければならない。

(1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒否してはならない。

(2) 工事指定店の名義を他人に貸与してはならない。

(3) 工事指定店は、町長が特に認める場合のほか、工事を施行し、又は他人に請負わせてはならない。

(4) 工事指定店は、従業員の工事施行上の行為について責任を負わなければならない。

(5) 工事の設計及び監督は、責任技術者に行わせなければならない。

- (6) 工事に使用する器具、材料等は、町長の指定する規格に合うものでなければならない。
- (7) 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があつた場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(辞退及び異動の届出)

第11条 指定工事店は、第2条の指定要件を欠くに至つたとき又は工事指定店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに排水設備工事指定店辞退届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 工事指定店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに排水設備工事指定店異動届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 名称又は組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があつたとき。
- (3) 専属の責任技術者に異動があつたとき。
- (4) 店舗を移転しようとするとき。

(工事指定店の停止又は取消し)

第12条 町長は、工事指定店が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を一定の期間停止し、又は指定を取消すことがある。

- (1) 法令、条例及び条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第2条に規定する適格要件を欠いたとき。
- (3) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が工事指定店として不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により指定を停止し、又は取消したときは、排水設備工事指定店(停止・取消)通知書(様式第8号)により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による指定の停止又は取消しによつて生ずる損害については、その責任を負わないものとする。

(工事指定店証等の返納)

第13条 工事指定店は、前条第2項の通知を受けたとき又は営業を廃止したときは、直ちに工事指定店証及び工事指定店標示板を返納しなければならない。

(工事指定店の告示)

第14条 町長は、工事指定店を指定し、又はその指定を停止し、若しくは取消したときは、その都度告示する。

(責任技術者の基準)

第15条 設備技術者は、財団法人岩手県下水道公社の排水設備責任技術者名簿に登録された者であることとする。

(排水設備責任技術者証の提示)

第16条 責任技術者は、排水設備責任技術者証を常に携帯し、町の職員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

(報告の提出等)

第 17 条 町長は、管理上必要があると認めるときは、工事指定店及び責任技術者から業務に関し報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 28 日規則第 18 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日規則第 10 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 31 日規則第 12 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の紫波町排水設備工事指定店規則第 6 条の規定により、工事指定店の指定を受けている者は、当該指定の有効期間の満了する日までの間は、改正後の紫波町排水設備工事指定店規則第 6 条の規定により工事指定店の指定を受けた者とみなす。

附 則 (平成 12 年 3 月 30 日規則第 10 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 7 月 14 日規則第 33 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

年 月 日

下水道排水設備工事指定店指定申請書
（新規・継続）

紫波町長 氏 名 殿

申請者	ふりがな 商 号			
	ふりがな 代表者住所・氏名	電話 ()	印	
	ふりがな 営業所所在地	電話 ()		

町税等納付状況確認

紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例の規定に基づき、申請者に係る紫波町町税等納付状況を紫波町長が閲覧・確認することに同意します。

(氏名)

*同意する場合は、() 内に氏名を自署してください。

[添付書類]

- 1 個人の場合は、成年被後見人又は被保佐人あるいは破産者でないことを証する書類
- 2 申請者（法人の場合は代表者）の住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書及び経歴書
- 3 法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第1号（その2））
- 5 専属責任技術者名簿（様式第2号）
- 6 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

営業所の平面図及び付近見取図

平面図

面積 m^2

付近見取図

線 駅下車 バス・徒歩 分

- 注) 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるものを数枚。
2 平面図は、間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入すること。
3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

年 月 日

専属責任技術者名簿（新規・解除）

紫波町長 氏 名 殿

指定（登録）番号 第 号
商 号

〒

営業所所在地

電話（ ） -

代 表 者 名 印

ふ り が な 専 属 者 名 簿	住 所	登 録 番 号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

[添付書類]

- 1 責任技術者証の写し
 - 2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ
 - ① 組合健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く）の写し
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険領収書の写し
 - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収名簿及び所得税納付額領収書の写し
- (注) 専属解除の場合は、名簿を別様とするとともに、責任技術者証は原本を提示すること。

年 月 日

排水設備工事指定店証

紫波町長 氏 名



下記の者は、紫波町排水設備工事指定店規則第6条の規定により、紫波町排水設備工事指定店として指定する。

指定（登録）番号	第 号
工事指定店名 （ 商 号 ）	
営業所所在地	
代表者氏名	
指定の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

排水設備工事指定店証再交付申請書

紫波町長 氏 名 殿

申請業者	指定（登録）番号	第 号		
	<small>ふりがな</small> 工事指定店名 (商 号)			
	<small>ふりがな</small> 代表者氏名		印	
	営業所所在地	電話 ()		
【理由及び経過説明】				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				

[添付書類]
排水設備工事指定店証 (き損した場合)

年 月 日

排水設備工事完了検査合格証

排水設備工事指定店 殿

紫波町長 氏 名 

年 月 日付第
査の結果合格と認めます。

号で確認した下記排水設備工事は、完了検

設 置 場 所	
工 事 依 頼 者 住 所 ・ 氏 名	
着 工 年 月 日	
完 成 年 月 日	
検 査 年 月 日	

年 月 日

排水設備工事指定店指定辞退届

紫波町長 氏 名 殿

申	指定（登録）番号	第 号		
	ふりがな 工事指定店名 （商 号）			
請	ふりがな 代表者氏名		印	
	営業所所在地	電話 ()		
業 者	理由			
			
			
			
			
			
			

〔添付書類〕

1. 排水設備工事指定店証
2. 専属責任技術者の責任技術者証

年 月 日

排水設備工事指定店異動届

紫波町長 殿

指定（登録）番号 第 号
 工事指定店（商号）
 代表者名 印

異 動 事 由	新	旧
ふりがな 商号（組織）		
添付書類	商業登記簿謄本（法人のみ）、工事指定店証、専属者の責任技術者証	
ふりがな 氏名（代表者名）		
添付書類	商業登記簿謄本（法人のみ）、工事指定店証、経歴書 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものではないことを証する書類	
責任技術者の変更		
添付書類	専属者の責任技術者証	
住居表示の変更		
添付書類	住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書（商業登記簿謄本でも可）工事指定店証	
電話番号		
添付書類	なし	
営業所移転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真、商業登記簿謄本（法人のみ）工事指定店証、固定資産物件証明書（建物登記簿謄本でも可）、又は賃貸借契約書の原本及び写し	
営業所（仮）移転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真、固定資産物件証明書（建物登記簿謄本でも可）、又は賃貸借契約書の原本及び写し	

紫波町排水設備工事指定店規則実施細目

(平成20年1月23日 町長決裁)

紫波町排水設備工事指定店規則（以下「規則」という。）の具体的取扱方法等について、次のとおり定める。

第2条関係（工事指定店の適格要件）

- 1 責任技術者の専属は、工事指定店との専属の雇用関係にあるものとし、他の事業者との雇用関係にある者を除く。
- 2 工事に必要な設備及び器材は、次の表のとおりとする。

分類	名称	細目
設備	倉庫	セメント・ビニール管・便器等の保管に適した場所があること。
器具	管工具	
	土木用具	
	安全保全具	標示板、警戒灯、点滅灯棒、安全ロープ、バリケード、ヘルメット等
	大工左官道具	
	測量用具	平板測量、レベル、スタッフ、水平器、巻尺等
	運搬車両	
	転圧機	ランマー、タンパ、振動ローラ

- 3 法人における禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない場合の対象者は、代表者及び役員とする。
- 4 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由は、次のとおりとする。
 - (1) 責任技術者が、岩手県下水道公社排水設備責任技術者規則第10条の規定により、業務を禁止又は停止され、処分の日から2年を経過しない者を、専属する責任技術者として申請した場合とする。
 - (2) その他業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合とする。

第3条関係（指定の申請）

- 1 その他町長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 法人の役員が、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しないことを証明する書類
 - (2) 規則第3条第4号から第8号までに掲げる書類の原本の写しであること証明する書類（商業登記簿謄本を除く。）
 - (3) 営業所及び倉庫を貸借している場合は、貸借契約書の写し又は貸借を証明する書類

2 申請の受付は、随時（ただし、休日を除く。）行うものとする。

第4条関係（指定の有効期間）

指定の有効期間を5年未満の期間に限定する場合は、平成10年4月2日から平成15年3月31日までの間に継続又は新たに指定を受けようとする場合とし、この場合の指

定の有効期間の満了の日は、平成 15 年 3 月 31 日とする。以後 5 年度ごとに同様とする。

第 10 条関係（工事指定店の義務）

町長の指定する規格は、紫波町排水設備設計施工基準に定めるものとする。

紫波町水洗便所改造資金あつせん要綱

昭和61年3月29日
告示第37号

改正	昭和62年11月30日告示第169号	平成9年3月7日告示第18号
	平成5年3月31日告示第39号	平成19年3月30日告示第50号
	平成14年5月9日告示第90号	平成23年4月1日告示第60号
	平成元年2月1日告示第11号	

紫波町水洗便所改造資金あつせん要綱を次のように定め、昭和61年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1 この要綱は、公共下水道等の処理区域内で、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者又は尿浄化槽を廃止して水洗便所の排水管を公共下水道等に接続しようとする者に対し、水洗便所改造資金及び水洗便所の改造に伴う排水設備設置等の資金(以下「改造資金」という。)の融資のあつせんについて必要な事項を定めることを目的とする。

(取扱金融機関)

第2 町が融資をあつせんする金融機関は、株式会社岩手銀行紫波支店、株式会社北日本銀行紫波支店、株式会社東北銀行紫波支店、盛岡信用金庫紫波支店及び岩手中央農業協同組合(以下「指定銀行等」という。)とする。

(融資のあつせんを受けることのできる者の資格)

第3 改造資金の融資のあつせんを受けようとする者(以下「融資あつせん対象者」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項に規定する下水を排除すべき区域、紫波町農業集落排水施設条例(平成5年紫波町条例第2号)第2条第2項に規定する処理区域又は紫波町管理型浄化槽条例(平成17年紫波町条例第10号)第3条に規定する処理区域の区域内にある建築物の所有者又は占有者(所有者の同意を得た場合に限る。)で、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者又は尿浄化槽を廃止して水洗便所の排水管を公共下水道、農業集落排水施設又は管理型浄化槽に接続しようとする者であること。

(2) 紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例(平成18年紫波町条例第4号)第2条第2項に規定する町税等を滞納していないこと。

2 融資あつせん対象者が、前項各号の要件を備えている場合であつても、指定銀行等が貸付けを不相当と認めるときは、改造資金の融資のあつせんをしないことがある。

(融資のあつせん条件)

第4 改造資金の融資のあつせん条件は、次のとおりとする。

(1) 融資の限度額は、1件につき100万円とする。

(2) 融資の額は、1万円を単位とし、1万円未満の端数は切捨てるものとする。

(3) 融資の利率は、年3パーセント以内とする。

(4) 貸付金の償還期間は、貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して60月以内とする。

ただし、償還期間内に一括繰上げ償還することができる。

(5) 貸付金の償還方法は、元金均等月賦償還とする。

(融資のあつせんの申請)

第5 融資あつせん対象者は、水洗便所改造資金融資あつせん申請書(様式第1号)を紫波町下水道条例(昭和60年紫波町条例第13号)第7条若しくは紫波町農業集落排水施設条例第4条又は紫波町管理型浄化槽条例第4条に規定する排水設備等の新設等の申請の際、町長に提出しなければならない。

2 融資のあつせんを申請する場合は、次に掲げる要件を備えた連帯保証人を付けなければならない。

(1) 町の区域内に住所を有する者であること。

(2) 町民税所得割納付者であること。

(3) 町税を滞納していない者であること。

3 融資あつせん対象者は、第1項の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の印鑑証明書 1通
- (2) 連帯保証人の納税証明書 1通
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書 1通
- (4) 工事見積書の写し 1通

(融資のあつせんの決定)

第6 町長は、第5に規定する申請書の提出を受けたときは、指定銀行等と協議して、融資のあつせんの可否及び額等を決定し、水洗便所改造資金融資あつせん(決定・却下)通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(融資の時期)

第7 融資のあつせんを決定した者への貸付けは、紫波町下水道条例第9条又は紫波町農業集落排水施設条例第7条若しくは紫波町管理型浄化槽条例第10条に規定する排水設備等の工事の検査に合格した後に行うものとする。

(融資の申込み)

第8 融資のあつせんが決定した者は、次に掲げる書類を添えて、指定銀行等が定める所定の貸付手続をしなければならない。

- (1) 水洗便所改造資金融資あつせん決定通知書
- (2) 排水設備等工事検査済証の写し

(遅延利子)

第9 改造資金の貸付けを受けた者が分割償還金を償還期限までに償還しないときは、遅延した日数に応じ、当該遅延した元金の額に町が別に定める割合を乗じて得た額の遅延利子を支払わなければならない。

前文(抄)(平成5年3月31日告示第39号)

平成5年4月1日から施行する。

前文(抄)(平成9年3月7日告示第18号)

平成9年4月1日から施行する。

前文(抄)(平成14年5月9日告示第90号)

平成14年4月1日以後にあつせんした改造資金について適用する。

前文(抄)(平成19年3月30日告示第50号)

平成19年4月1日から施行する。

		整理番号	第	号
<p>水洗便所改造資金融資あつせん申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>紫波町長 氏 名 様</p> <p>水洗便所改造資金として次のとおり融資を受けたいので、あつせんくださるよう申請いたします。</p>				
申請人	住所	電話		
	氏名	印		
連帯保証人	住所	電話		
	氏名	印		
工事の場所				
<p>対象となる事業</p> <p style="text-align: center;">公共下水道 農業集落排水 管理型浄化槽</p>				
水洗便所を設置する建物の所有者	住所			
	氏名			
借入希望額等				
万円・償還月数 月				
借入希望金融機関名				
借入希望金融機関に口座がある場合は、口座番号を記入してください。				
口座番号				
施工業者名				
申請人町税等納付状況確認				
<p>私の紫波町町税等納付状況を紫波町長が閲覧・確認することに同意します。</p> <p>氏名</p> <p>* 氏名は、自署してください。</p>				
添付書類				
申請人				
① 印鑑証明書 1 通				
② 工事費見積書 1 部				
連帯保証人				
① 納税証明書 1 通				
② 印鑑証明書 1 通				
③ 所得課税証明書 1 通				

あつせん番号	第	号
--------	---	---

水洗便所改造資金融資あつせん決定通知書

年 月 日

様

紫波町長 氏 名 印

年 月 日付けの水洗便所改造資金融資あつせん申請書を審査した結果、融資のあつせんを（決定・却下）したので通知します。

記

- 1 融資あつせん総額 万円
- 2 償還月数 月
- 3 取扱金融機関
- 4 借入手続は、工事終了後、次の書類を持参し、取扱金融機関の指示により行ってください。
 - (1) この通知書
 - (2) 排水設備工事竣工検査合格証の写し

ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて

(平成 20 年 8 月 21 日町長決裁)

(趣旨)

第 1 この取扱いは、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の設置及び適切な維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) システム 生ごみを破碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道、農業集落排水施設、小規模集合処理排水施設又は管理型浄化槽へ排除する機器の総体であって、建築基準法第 36 条の規定に基づく配管設備として国土交通大臣が認定したもの又は社団法人日本下水道協会の下水道のためのシステム性能基準（案）平成 16 年 3 月に基づく評価機関による適合評価を受けたものをいう。

(2) システム製造販売会社 システムについて国土交通大臣等の認定を受けた者をいう。

(3) 使用者 システムの維持管理に最終的に責任を負う者をいう。

(設置できるシステム)

第 3 設置できるシステムは、台所からの排水を機械的な装置によって固液に分離し、処理水のみを公共下水道等へ排出する機械処理タイプとする。

(事務処理)

第 4 紫波町下水道条例（平成 22 年紫波町条例第 18 号）第 7 条、第 32 条及び第 43 条の規定による確認（以下「条例による確認」という。）を受けなければならない者（以下「申請者」という。）に対し、紫波町下水道条例施行規則（平成 23 年紫波町施行規則第 12 号）第 9 条、第 42 条及び第 44 条の規定による申請書に、第 5 に掲げる提出書類を添付させるものとする。

(提出書類)

第 5 第 4 に規定する提出書類は、次に掲げるものとする。

提出書類の種類	明示する事項
1 認定書（写）又は適合評価書（写）	建築基準法第 36 条の規定に基づき認定したシステムであることの証書又は第三者の評価機関による性能基準に適合している旨の評価を受けた適合評価書
2 仕様書（写）	システムの構造及び性能を示す図書並びに規模を算定した設計書
3 設計図面	システムの給排水設備図（平面図及び縦断図に示したもの）
4 維持管理業務委託契約書（写）	システムの性能確保に必要な維持管理が適切に行われることを確認できる契約書又は契約確約書
5 維持管理計画書及び点検・清掃・検査結果記録簿	システムの保守点検及び処理水水質検査等の維持管理に係わる計画書並びに点検・清掃・検査結果を記録したもの
6 使用者承継確約書	使用者がシステムを有する建築物の譲渡を行う場合に、譲渡を受ける者に対し、システムの適正な維持管理を行う地位を承継することを町長に確約するもの
7 その他町長が必要と認める図書	

(維持管理の指導)

第6 町長は、第4に規定する条例による確認を行う場合には、申請者に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。

- (1) システムについて、町長が確認した計画に基づき維持管理を適切に行うこと。
- (2) システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (3) システムの維持管理について、使用者は、毎年1回以上専門の維持管理業者の保守点検を実施し、保守点検に関する記録簿等に関する資料を保存すること。
- (4) その他町長の維持管理に関する指導に協力すること。

(維持管理資料の提出)

第7 システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、町長は、必要があると認める場合には、維持管理に関する資料の提出を使用者に求めることがある。

(立入検査等)

第8 システムの適切な維持管理を確保するため、町長は、必要があると認める場合には、立入検査等の措置を講じることがある。

(システム製造販売会社に対する指導)

第9 町長は、システム製造販売会社に対し、必要があると認める場合には、次の事項を指導することがある。

- (1) システムの販売に当たり、使用者に対し、当該システムの維持管理については専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。
- (2) 使用者に対し、維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。
- (3) 町長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(実施期日)

第10 この取扱いは、平成20年8月21日から実施する。